

令和3年 壱岐市議会定例会 3月 議会 議 録 (第1日)

議事日程 (第1号)

令和3年3月2日 午前10時00分開議

日程第1	会議録署名議員の指名		14番 牧永 護 15番 赤木 貴尚
日程第2	審議期間の決定		16日間 決定
日程第3	諸般の報告		議長 報告
日程第4	施政方針		市長 説明
日程第5	議案第9号	壱岐市附属機関設置条例の一部改正について	教育次長 説明
日程第6	議案第10号	壱岐市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について	教育次長 説明
日程第7	議案第11号	壱岐市長等の給与の特例に関する条例の制定について	総務部長 説明
日程第8	議案第12号	壱岐市家畜診療所獣医師の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について	総務部長 説明
日程第9	議案第13号	壱岐市敬老祝金条例の一部改正について	市民部長 説明
日程第10	議案第14号	壱岐市介護保険条例の一部改正について	保健環境部長 説明
日程第11	議案第15号	壱岐市U・Iターン漁業就業者住宅の設置に関する条例の一部改正について	農林水産部長 説明
日程第12	議案第16号	壱岐市高齢者福祉計画及び第8期介護保険事業計画の策定について	保健環境部長 説明
日程第13	議案第17号	令和2年度壱岐市一般会計補正予算(第13号)	財政課長 農林水産部長 説明
日程第14	議案第18号	令和2年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算(第5号)	保健環境部長 説明
日程第15	議案第19号	令和2年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)	保健環境部長 説明
日程第16	議案第20号	令和2年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算(第3号)	保健環境部長 説明

日程第17	議案第21号	令和2年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算(第3号)	建設部長 説明
日程第18	議案第22号	令和2年度壱岐市農業機械銀行特別会計補正予算(第2号)	農林水産部長 説明
日程第19	議案第23号	令和2年度壱岐市水道事業会計補正予算(第3号)	建設部長 説明
日程第20	議案第24号	令和3年度壱岐市一般会計予算	財政課長 説明
日程第21	議案第25号	令和3年度壱岐市国民健康保険事業特別会計予算	保健環境部長 説明
日程第22	議案第26号	令和3年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計予算	保健環境部長 説明
日程第23	議案第27号	令和3年度壱岐市介護保険事業特別会計予算	保健環境部長 説明
日程第24	議案第28号	令和3年度壱岐市下水道事業特別会計予算	建設部長 説明
日程第25	議案第29号	令和3年度壱岐市三島航路事業特別会計予算	総務部長 説明
日程第26	議案第30号	令和3年度壱岐市農業機械銀行特別会計予算	農林水産部長 説明
日程第27	議案第31号	令和3年度壱岐市水道事業会計予算	建設部長 説明

---

本日の会議に付した事件

(議事日程第1号に同じ)

---

出席議員(16名)

1番 中原 正博君	2番 山川 忠久君
3番 山内 豊君	4番 植村 圭司君
5番 清水 修君	6番 土谷 勇二君
7番 久保田恒憲君	8番 音嶋 正吾君
9番 小金丸益明君	10番 町田 正一君
11番 鵜瀬 和博君	12番 中田 恭一君
13番 市山 繁君	14番 牧永 護君
15番 赤木 貴尚君	16番 豊坂 敏文君

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

事務局長 吉井 弘二君 事務局次長 村田 靖君  
事務局係長 折田 浩章君

---

説明のため出席した者の職氏名

市長 …………… 白川 博一君 副市長 …………… 眞鍋 陽晃君  
教育長 …………… 久保田良和君 総務部長 …………… 久間 博喜君  
企画振興部長 …………… 本田 政明君 市民部長 …………… 石尾 正彦君  
保健環境部長 …………… 崎川 敏春君 建設部長 …………… 増田 誠君  
農林水産部長 …………… 谷口 実君 教育次長 …………… 西原 辰也君  
消防本部消防長 …………… 山川 康君 総務課長 …………… 中上 良二君  
財政課長 …………… 松尾 勝則君 会計管理者 …………… 松本 俊幸君

---

午前10時00分開議

○議長（豊坂 敏文君） 皆さん、おはようございます。会議に入る前に、あらかじめ御報告をいたします。壱岐新聞社ほか2名の方から、報道取材のため撮影機材等の使用の申出があり、許可をいたしております。

ただいまの出席議員は16名であり、定足数に達しております。

ただいまから令和3年壱岐市議会定例会3月会議を開きます。

これより本日の会議を開きます。

---

**日程第1. 会議録署名議員の指名**

○議長（豊坂 敏文君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

3月会議の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、14番、牧永護議員、15番、赤木貴尚議員を指名いたします。

---

**日程第2. 審議期間の決定**

○議長（豊坂 敏文君） 日程第2、審議期間の決定を議題といたします。

3月会議の審議期間につきましては、去る2月26日に議会運営委員会が開催され、協議をされておりますので、議会運営委員長に対し協議結果の報告を求めます。小金丸議会運営委員長。

〔議会運営委員長（小金丸益明君） 登壇〕

○議会運営委員長（小金丸益明君） 皆さん、おはようございます。議会運営委員会の報告をいたします。

令和3年壱岐市議会定例会3月会議の審議期間の日程案につきましては、タブレットに配信のとおり、本日から3月17日までの16日間と申合せをいたしました。

なお、上程議案のうち議案第17号及び議案第24号については、特別委員会を設置して、審査すべきということを確認いたしましたので、よろしく願いいたします。

また、本定例会の審議期間中に人事案件3件が追加議案として提出される予定となっておりますが、委員会付託を省略し全員審査を予定いたしております。

円滑な運営に御協力を賜りますようお願い申し上げ、報告といたします。

〔議会運営委員長（小金丸益明君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） お諮りします。3月会議の審議期間は、議会運営委員長報告のとおり、本日から3月17日までの16日間としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 異議なしと認めます。よって、3月会議の審議期間は、本日から3月17日までの16日間と決定しました。

---

### 日程第3. 諸般の報告

○議長（豊坂 敏文君） 日程第3、諸般の報告を行います。

令和3年壱岐市議会定例会3月会議に提出され、受理した議案等は23件であります。

次に、監査委員より例月出納検査の報告書が提出されており、その写しをタブレットに配信しておりますので、御高覧をお願いします。

次に、系統議長会であります。

去る1月28日、壱岐市で開催予定であった「長崎県離島振興市町村議会議長会正副会長会」が、コロナ禍のため書面による開催となりました。会議では、2月にオンライン会議で開催される「全国離島振興市町村議会議長会令和2年度第2回総会」及び書面決議で開催の「長崎県離島振興市町村議会議長会定期総会」に提出する報告事項、議案等を承認しました。

次に、2月10日、オンライン会議で開催された「全国離島振興市町村議会議長会令和2年度第2回総会」は、令和2年1月1日から12月31日までの会務報告、令和3年度事業計画及び収支予算が原案のとおり承認、可決されたところであります。

以上のとおり、系統議長会に関する報告を終わります。

次に、令和2年12月25日、長崎市において開催された「長崎県病院企業団議会令和2年第2回定例会」に久保田恒憲議員が出席をされております。

次に、令和3年2月12日、長崎市において開催された「長崎県後期高齢者医療広域連合議会定例会」に植村圭司議員が出席をされております。

詳しい資料につきましては、事務局に保管をいたしておりますので、必要な方は御高覧をお願いいたします。

今定例会3月会議において、議案等の説明のため、白川市長をはじめ教育委員会教育長に説明員として出席を要請しておりますので、御了承を願います。

以上で、私からの報告を終わります。

---

#### 日程第4. 施政方針

○議長（豊坂 敏文君） 日程第4、施政方針の説明を行います。白川博一市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 皆様、おはようございます。令和3年度施政方針を申し上げます。

本日ここに、令和3年壱岐市議会定例会3月会議の開催に当たり、市政運営について所信の一端を申し述べますとともに、令和3年度当初予算案、また前会議以降本日までの市政の重要事項等について、その概要を御説明申し上げ、議員各位並びに市民皆様の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

さて、本市で新型コロナウイルス感染症の感染者が初めて確認されて1年が経過しようとしております。この間、市民皆様をはじめ医療・福祉等関係機関の皆様には御協力と御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症は、発症前から感染力があること、感染しても無症状の人がいることなどが、感染予防対策を難しくしており、市民皆様には、日頃から新しい生活様式での基本的な感染防止対策を行っていただくとともに、家庭内での感染防止をお願いしているところであります。

こうした中、2月14日にファイザー社のワクチンが日本で初めて承認され、医療従事者から順次、接種が開始されております。本市においても、迅速かつ適切に接種が開始できるよう、保健環境部内に新型コロナウイルスワクチン接種推進チームを設置し、長崎県や壱岐医師会と連携を図り、円滑な接種に向け準備を進めております。

一定期間内に、より多くの皆様に接種できるよう、かかりつけ医師の医療機関で受けていただく個別接種と、市内の公共施設で実施する集団接種を並行して実施することを検討しております。

**SDGs未来都市・自治体SDGsモデル事業**については、2030年の本市のあるべき姿の実現に向けて、経済・社会・環境の各分野において、様々な事業を展開しているところであります。

令和3年度は、スマート農業において、アスパラ栽培用に開発した自動かん水システムを、市内及び全国に展開するための普及モデル化を図ってまいります。

また、自動運転においては、段階的に実験を行い2026年度以降普及を進めるという国のロードマップを参考に、今後拡大していく自動運転ビジネスを想定して、壱岐市自動車教習場において自動運転システムを搭載した車両の実証走行を行います。

さらに、壱岐市の将来像の加速実現を目指し、現在公募中の「スーパーシティ構想」に挑戦したいと考えております。

「スーパーシティ構想」とは、AI（人工知能）やビッグデータを活用し、自動運転やキャッシュレス、遠隔教育など、生活全般をスマート化した「丸ごと未来都市」を構築し、少子高齢化や過疎、空き家問題といった地域が抱える諸課題を、日本の最先端技術と大胆な規制改革を総動員して解決しようという試みです。選定は全国5か所程度であり、極めて狭き門ではありますが、市民皆様に初め全国及び世界の人々が住みたいと思う理想の島の実現を目指してまいります。

5年に一度行われる**国勢調査**は、昨年、新型コロナウイルス感染症対策を十分に講じて実施したところであり、調査員並びに市民皆様の御協力により無事に調査が終了いたしました。

去る2月24日に、県において速報値が発表され、令和2年10月1日現在の人口が2万4,974人で、前回調査時、平成27年の2万7,103人と比較いたしますと2,129人の減となり、減少率はマイナス7.86%、対前回は92.14%となっております。

減少の主な要因として、年間の死亡者数は400人台で推移しておりますが、出生者数が200人台から150人を切るまでに減少したことによる自然減であると考えております。なお、転入者数よりも転出者数が多いことによる社会減につきましては、平成29年に施行された有人国境離島法の柱である雇用機会拡充事業、移住・定住施策等の効果により一定の抑制ができたものと考えており、今回の数値は、国立社会保障・人口問題研究所による令和2年の本市の推計値2万4,864人と比べ110人多い結果となっております。

去る2月8日に、**日本郵便株式会社（壱岐市内各郵便局）と長崎県内市町では初めてとなる包括的連携協定を締結**いたしました。

これまで、災害時における相互協力、地域見守り活動、ごみの不法投棄などの情報提供等、個別の協定を締結しておりますが、今回これまでの協定内容をまとめ、さらにSDGsの推進や地域経済の活性化に関すること、情報発信や結婚支援に関することなど、本市がこれからさらに進めていかなければならない取組を新たに加え、その実現と連携の強化を図るため、本協定を締結

したところであります。

次に、**デジタル化の推進**についてであります。政府においては、マイナンバーの活用拡大、地方自治体の基幹システム統一・標準化など、デジタル化推進のためにデジタル庁発足などを盛り込んだデジタル関連法案が今国会に提出されており、今後、デジタル化の推進に向けて、様々な取組が推進されるものと考えております。

一方、本市の行政組織は、各庁舎に各部署を配置した4庁舎分散方式により執務を行っておりますが、多額の維持管理経費を要していることはもちろん、情報共有や決裁等の合意形成また会議等において、庁舎間の移動や決裁文書の送達などに時間を要するなど課題も多く、コミュニケーションの効率化をはじめデジタル化を推進していくことで、これらの解決を図らなくてはならないと考えております。

その一つとして、現在、自治体専用のビジネスチャットというITを活用した取組を行っておりますが、職員間のコミュニケーションや、私を初め上司が指示を伝えることにより、迅速かつ確かな政策立案を行うことができるもので、その効果を実感しているところであります。さらには、コロナ禍の中で、Web会議の実践等により、経費削減等を含め、デジタル化の必要性、重要性を再認識しております。

今後、職員間のコミュニケーションの推進はもちろん、紙資料のできる限りの廃止や、稟議・決裁等のデジタル化、Web会議の推進、そして市民皆様のさらなる利便性の確保を図るため、マイナンバーカードを活用した窓口業務のオンライン化など、国の動向を注視しながら検討を進めてまいります。

次に、本年度の**壱岐市長特別表彰**について、去る2月26日に、郷ノ浦中学校3年生の竹下紘夢さんを表彰いたしました。JOCジュニアオリンピックカップ全国中学生陸上競技大会2020の男子400メートルにおいて、第2位という成績を収められた輝かしい御功績に対し、心からお慶び申し上げますとともに、今後のさらなる御活躍を期待いたします。

令和2年度においては、コロナ禍において多くの大会が中止となる中、選考基準に基づき今回の受賞はお一人となりましたが、令和3年度は多くの大会等が開催され、多くの市民皆様の活躍を期待するものであります。

これより、第3次壱岐市総合計画の基本目標に沿って方針を申し上げます。

まず、**基本目標1、希望の仕事があり安心して働くことができ、起業もできる**についてであります。

まず、**農業の振興**についてであります。本市は、水稻、肉用牛、葉たばこ、施設園芸を基幹作物として、これらを組み合わせた複合経営となっており、担い手への利用集積を進め、集落営農も徐々に盛んになってきております。壱岐市農業の持続的発展と活力ある農村の構築を目指し、

農協等関係機関と連携しながら、農業生産額の向上に努めてまいります。

担い手対策につきましては、本市のこれからの地域農業を担っていく世代が効率的な農地利用を行うため、今後地域の中心となる経営体への農地の集約化に関する将来方針「人・農地プラン」を策定し、その地域農業の担い手となる新規就農者や認定農業者、集落営農組織、異業種参入等、多様な担い手確保対策を推進してまいります。

認定農業者については、現在289経営体を認定しており、法人経営体が43経営体、集落営農法人が30組織と本市農業の柱となっております。これらの担い手を中心として、農地の利用集積や農業経営の規模拡大など、今後も引き続き経営安定に向けた育成・支援を行ってまいります。

複合部門の重要な作物である野菜、花卉、果樹等は、高生産性・高収益が期待できる作物であります。今後も、補助事業等を活用して施設整備の支援を講じてまいります。特にアスパラガスについては、令和2年度の栽培面積は、前年比0.3ヘクタール増の13.7ヘクタール、平均反収は11%減の2,585キログラムとなりましたが、14年連続県下トップの成績を維持しております。本年度から振興推進作物として3か年の支援対策を行い、面積の拡大と反収3トンを目指し、揺るぎない産地形成を図ってまいります。

次に、本市の肉用牛振興につきましては、優良系統牛の増頭に対する支援を継続してまいります。また、肥育経営においても、壱岐生まれ壱岐育ちの「壱岐牛」として地域商標登録され、市場でも高い評価を得ており、今後も確固たるブランド化の確立を目指し、発信・PRに努めてまいります。

令和2年度は、新型コロナウイルスの影響により枝肉価格の低迷が続いておりましたが、10月以降の枝肉平均価格が昨年並みの水準となり、回復基調となっております。2月子牛市では、平均価格が12月子牛市とほぼ同額の77万1,000となっており、高値での取引価格に回復してきております。

昨年12月末現在における繁殖雌牛の飼養頭数は、前年度に比べ飼養農家が32戸減少したものの、153頭増の6,058頭と6,000頭を回復しております。壱岐市農協の「チャレンジ7000事業」をはじめ、関係機関の各種増頭対策等と併せ、引き続き、生産基盤の強化、増頭対策に取り組んでまいります。

次に、農地整備は、各種営農施策を展開する中で重要な基盤であり、高付加価値作物への転換及び農業コストの縮減は、持続可能な農業を展開する上で重要な礎であります。

現在、壱岐島内の水田圃場整備率は67%であります。小区画で整備され、経年による農業用施設の老朽化が著しい地区が点在しております。そのうち、木田地区において、農地中間管理機構へ農地の集積を行い、受益者の負担を伴わない新たな基盤整備事業を県内第1号として、整



備面積23.3ヘクタールで実施し、現在の大型農業機械を活用した高収益作物の展開と、担い手の育成を並行して行ってまいります。

また、土地改良区の運営については、平成30年度の改正土地改良法により、令和4年度以降、理事会の資格要件の見直し、水利調整のルール化、総代会制度の見直し、決算関係書類への貸借対照表の作成、並びに員外監事の設置が義務づけられております。今回の法改正に対応するため、改良区の事務の効率化、補助金の適正化を図り、持続可能な体制を整えるため、壱岐地区水田土地改良区協議会を設立し、本年4月から島内の水田土地改良区の事務を合同化いたします。

次に、**水産業の振興について**でございますが、令和2年4月から令和3年1月までの市全体の漁獲量及び漁獲高を前年と比較いたしますと、漁獲量は1,735トンの21.4%増、漁獲高は15億2,000万円の7.1%増と漁獲量、漁獲高ともに増加しております。

これは、夏場のケンサキイカ漁が好調だったことが増加の主な要因であります。年末年始におけるブリ、イカ類の漁獲が低調であったこと、新型コロナウイルス感染症の影響により全体的な魚価上昇もなかったことなどが、漁業者及び漁協の経営に深刻な影響を与えており、本市の水産業を取り巻く環境は、磯焼けによる藻場の消失をはじめ、資源の減少や漁場環境の悪化等によるスルメイカ、クロマグロの不漁、生産コストの高止まり、漁業者の高齢化並びに後継者不足など、依然として厳しい状況が続いております。

このような中、水産業の振興を図るため、市単独事業としては、本市水産業の重点課題と捉えている磯焼け対策をさらに強化するため、引き続き磯根資源回復促進事業を実施するとともに、壱岐市磯焼け対策協議会を中心に積極的な取組を進めてまいります。

また、意欲ある担い手の育成支援事業として行う認定漁業者制度の実施、漁業近代化資金等制度資金の利子補給、漁獲共済・漁船保険の掛金への助成、漁船漁業の機器設備の充実を図るための漁船近代化機器導入への助成、並びに密漁による被害を防止するための監視活動に対する助成など、これらの振興施策を引き続き実施してまいります。

国・県の事業といたしましては、離島輸送コスト支援事業、離島漁業再生支援交付金、特定有人国境離島漁村支援交付金及び若年層の着業を促進する漁業就業者確保育成総合対策事業に取り組んでおります。

栽培漁業につきましては、壱岐栽培センターを活用し、漁業者所得の安定、向上を図るため、効果的な種苗の生産・放流を行い、水産資源の維持・回復に取り組みます。

また、昨年から取り組んでいる壱岐栽培センターと県水産部が実施するホンダワラ類種苗の生産実証試験につきましては、本年度増産を計画しており、増殖礁の代替海藻として藻場回復に活用したいと考えております。

併せて、九州大学と共同で実施するムラサキウニ・アカウニのアスパラガス残渣と焼酎粕等を

餌とした養殖実験等の取組を引き続き進め、実用化を目指してまいります。

**漁港整備につきましては**、漁港機能の増進と安全性の向上を図るため、補助事業に初山漁港大久保地区の用地舗装、箱崎前浦漁港諸津地区の防風柵、防護柵の設置、八幡浦漁港の車止め設置等に係る費用を補正予算に計上しており、併せて、令和3年度から新規地区として防風柵、簡易浮き栈橋を整備する初山漁港初瀬地区の調査設計費を計上いたしております。

また今後、漁港施設の老朽化による改修が必要となることから、各施設の調査検討を行い、機能保全計画の策定を進めてきたところであり、計画に基づき、本年度箱崎前浦漁港諸津地区物揚場、河川護岸の機能保全対策工事に係る費用を計上いたしております。

**港湾整備につきましては**、郷ノ浦港へのジェットfoil用浮き栈橋の整備について、昨年11月に県の関係者会議において令和3年度新規公共事業として採択されており、段階的に整備される予定となっております。平行して、不足している駐車場整備等全体的な計画を策定するため、昨年7月に郷ノ浦港整備促進委員会を設置し、具体的な検討を進めてまいりました。

本委員会には各団体より21名の委員皆様に御就任いただき、これまで4回の会議と現地調査が開催されており、本年度内に提言書をまとめていただく予定であります。

また、郷ノ浦港ターミナルビルの利便性・快適性の向上、施設の長寿命化を図ることを目的とした施設改修工事に係る費用を計上しております。

**商工業につきましては**、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、市内宿泊施設・飲食店をはじめ小売業、食品製造業、生活関連サービスに至るまで幅広い分野で大きな打撃を受けております。

市内経済を活性化させるため、これまで6回にわたる緊急経済対策事業を発表し、国の特別給付金事業や県の協力金事業を除いて、市独自で予算総額13億6,400万円余り合計26事業に取り組んでまいりました。

なお、2月会議においてお知らせしておりました、本市の基幹産業である1次産業に係る事業継続支援金について、新型コロナウイルスの影響により収入が減少となった農業者・漁業者に対する支援金を交付することとし、今回、補正予算に計上しております。

福岡県を含む10都府県への緊急事態宣言の発令、GoToキャンペーンの一時停止等の影響により、島外からの需要が見込めず、全国的に先行きが不透明な状況下において、まずは島内で経済を回すほかありません。

こうした中、第5弾の緊急経済対策事業として実施しました壱岐市地産地消応援プレミアム付き商品券総額1億4,000万円につきましては、2月22日の販売開始からわずか2日間で完売いたしました。市民皆様の御協力に対し心から御礼申し上げますとともに、プラスワン・プラス壱岐を合言葉に引き続き壱岐産品の購入に御協力いただきますようお願いいたします。

また、4月から実施予定のPay Payポイント還元キャンペーンを積極的に御活用いただくとともに、事業主の皆様におかれましては、3月26日まで事業継続支援金を受け付けておりますので、期限内に申請いただきますようお願いいたします。

次に、**雇用の創出について**でございます。平成29年4月の有人国境離島法の施行から間もなく4年が経過しようとしております。本法律の施策の重要な柱の一つである雇用機会拡充事業については、4年間で創業12件、事業拡大98件の交付決定を受け、雇用創出数178人の実績見込みとなっております。

現在、令和3年度の事業採択に向けて処理を進めておりますが、昨年から取組を始めた福岡市内での事業者説明会の効果もあり、今回の計画提出事業者数は33社で、うち市外が17社となっております。

今後も雇用の場の創出に向け、さらに効果的な方法を模索しながら取り組んでまいります。

**観光の振興につきましては**、新型コロナウイルス感染拡大の影響を大きく受け、令和2年の本市への観光客数を推測する上で重要な指標である九州郵船とORCの乗降客数は、42万3,386人で対前年比57.7%となっております。

この数字が示すように、本市の観光需要は激減しております。本市の主要産業である観光業を守るため、本市独自の緊急経済対策として、島内向けに島民限定宿泊キャンペーン、島民限定バスツアーキャンペーン、島外向けにプレミアム付き宿泊券など、全国の自治体に先駆けて実施いたしました。

いずれも目標を大きく超える成果を上げ、国の大型観光需要喚起施策であるGoToトラベルキャンペーンまで、切れ目なくしっかりとつなげることができたものと判断をいたしております。

昨年8月以降、GoToトラベルキャンペーンにより、観光客が徐々に戻っておりましたが、12月に入っての第3波及びGoToトラベルキャンペーンの一時停止、そして、1月7日の福岡県を含む緊急事態宣言の発出等により、観光需要は再び激減する状況に陥っております。

こうした中、本市の観光客受入基盤を維持存続させることを目的として、2月22日から島民限定宿泊キャンペーン第2弾を緊急的に実施しております。

また、コロナ収束後の早期経済回復を図るため、令和3年度に県と連携した観光客誘客対策である滞在型促進事業において、これまでの支援策に加え、感染拡大により落ち込んだ観光需要を喚起するため、団体旅行商品での1泊につき5,000円割引や、個人フリープラン及びわくわく乗船券利用者への、1泊につき5,000円の宿泊・飲食・交通に利用できる行っ得クーポン券を通年交付することとしております。

さらに、しまとく通貨の個人向け販売を3年ぶりに再開するなど、交流人口拡大による地域経済活性化に向け、即効性の高い施策に積極的に取り組んでまいります。

島外からの誘客による経済活性化を目的として開催するスポーツイベントである、壱岐サイクルフェスティバル、壱岐ウルトラマラソン、壱岐の島新春マラソン大会については、各実行委員会等で検討・協議の上、新型コロナウイルス感染拡大の中で感染防止対策徹底が困難であると判断し、本年度の実施を見送ったところであります。

令和3年度につきましては、新しい生活様式に対応したイベントのガイドラインに基づく環境を整えた上での開催実現を検討するとともに、企業版ふるさと納税など、財源確保にも努めてまいります。

また、1年間延長しておりました、第4期壱岐市観光振興計画を令和3年度に策定することとしております。

本計画は、本市の観光の現状や観光客動向を分析し、時代に対応した観光地づくりや誘致対策の方針を定める重要な計画であります。

今回の計画策定に当たっては、特に、新型コロナウイルス感染症を経験したことで、観光業がこうしたリスクに対し脆弱であったことを踏まえ、今後は旅行需要に資する取組だけでなく、リスクに備えた取組や体質強化を図るとともに、安全・安心であることが旅先選択の必須条件であることを認識した上で、ウィズコロナ、アフターコロナを見据えたものとなるよう検討を進めてまいります。

また、少子高齢化社会が急激に進行していることから、潜在的な需要が大きい高齢者や障害者等の旅行への対応は、将来を見据えた旅行需要喚起となることから、ユニバーサルツーリズムへの積極的な取組も必要となるなど、本市の観光振興の将来像について議論を重ね、計画を策定してまいります。

東京事務所につきましては、本市への誘客と物産販路拡大を主な目的として活動しており、首都圏の旅行会社や飲食店等への営業活動に精力的に取り組んでおります。

また、都内での相談会の開催など、移住支援策にも注力し、テレワークの場として企業等への営業活動を進めております。

開所2年目となる4月以降も、首都圏での新型コロナウイルス感染症の動向に最大限の注意を払いつつ、本市への誘客と物産販路拡大につなげるようしっかりと活動基盤を整えてまいります。

次に、**基本目標2、結婚・出産・子育て・教育の希望がかなう**につきまして、まず**婚活事業**についてでございます。

本市の出生数について、平成28年度までは200人を超えておりましたが、平成29年度に181人と200人を割り込み、令和元年度では148人まで激減しており、令和2年度においても140人程度の見込みとなっております。

原因は様々あるかと思いますが、新型コロナウイルス感染拡大により、妊娠をためらわれる

御夫婦が増加していることや婚姻数自体が減少していることも要因の一つと考えております。

結婚・妊娠・出産は強く結びついており、婚姻件数の減少は翌年度以降の出生数に直接的に影響すると言えます。

そこで、令和3年度において、市民皆様の御協力の下、市を挙げて結婚の後押しを行い、婚姻数の増加を重要施策として取り組むことといたしております。

具体的には、令和元年度から始まりました国の補助事業である、結婚新生活補助金を活用いただくとともに、市全体で結婚の後押しの機運醸成を図ることをもって、より多くの市民の皆様に御協力いただけるよう、婚姻のきっかけづくりをしていただいた方に成婚奨励金を交付することとしております。

市民皆様におかれましては、一組でも多くの成婚者が生まれますようお願いを賜りますようお願い申し上げます。

**いきっこ留学制度**についてでございますが、平成30年9月にスタートしたいきっこ留学制度は、年々留学生が増加し、令和2年度は30名の留学生を受け入れております。

本年4月からのいきっこ留学生は、募集期間終了後も全国各地から問合せや学校見学等に来島され、その都度受入れへの対応を行っており、里親留学9名、孫戻し留学1名、親子留学1名の計11名が新たな留学生として入市いたします。

現在、留学中の児童生徒のうち、継続される14名を加えると25名となります。

いきっこ留学制度については、ホームページ等によるPRを継続して行っており、さらに増えてくるものと思われますので、留学希望の内容等を慎重に検討し、可能な限り受入れを行いたいと考えております。

里親については、新たに1名を委嘱し計5名で受入れの準備を進めておりますが、今後も地域で留学生を受け入れていただくためにも、里親登録について市民皆様の御協力をお願いいたします。

**GIGAスクール構想の進捗状況**については、今年度、児童生徒及び教職員が使用する端末2,460台を購入し、現在、小中学校22校の情報通信ネットワーク環境整備工事及び端末の設定作業を行っており、本年4月の開始に向け準備を進めております。

また、教職員の研修等を計画的に実施し、1人1台端末を授業の中で効果的に活用していくことで、児童生徒の力を最大限に引き出していく取組を進めてまいります。

GIGAスクール構想の実現により、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、一人ひとりの特性に応じた教育の推進を図ってまいります。

本市の子どもたちに**確かな学力を身につけさせるために、小中学校では授業改善**に取り組んでおります。

これまで、体験的な活動を取り入れた問題解決的な学習過程第四版を基に、積み重ねた指導を振り返り、内容を充実させた指導資料として第五版をこの3月に完成させ、市内の全教職員並びに市外から転入した教職員にも配付し、授業の進め方を指導いたします。

第五版は総数65ページで編集し、教科ごとに授業の進め方を具体的に示すなど、年間を通した指導資料として活用するものです。市教委と壱岐市校長会が、第五版を指導のよりどころとして共有し、全学校で授業を大切にす教職員を育てます。

本年1月10日に予定しておりました**壱岐市成人式**は、市内での新型コロナウイルス感染症の発生を受け延期したところであり、新成人並びに保護者の皆様には大変御迷惑をおかけしております。その後の市内における感染状況の落ち着き等により判断し、本年3月20日土曜日、午後3時開式で実施することといたしました。対象者には改めて開催の通知をしているところです。

また、来賓等の案内も縮小し、会場での感染予防対策を徹底させて実施いたしますので、皆様の御理解、御協力をお願いいたします。

市内の**社会教育施設**については、旧町合併後も住民サービスを可能な限り維持するため、現在まで維持管理に努めてまいりましたが、人口減少や少子高齢化による行政サービスの需要の変化や税収入の伸び悩みから、公共施設等の更新、長寿命化施設の譲渡、休止、廃止等を行っていく必要があるため、平成29年3月に壱岐市公共施設等総合管理計画を策定いたしました。

計画では、利用者が少ない施設、近い場所に類似した機能を持つ施設が重複している場合、建物や設備の老朽化が進行している施設を統廃合の対象として検討してまいりました。

壱岐西部開発総合センターは、市内の主要な公立文化施設として昭和60年3月に開館いたしました。が、壱岐市公共施設等総合管理計画に基づき、施設の在り方について検討会を重ねた結果、今後も多額の経費が見込まれることや利用者の増加の見込みが厳しいことから、令和3年4月から施設の一部を休館することといたしました。

次に、**基本目標3、地域コミュニティが守られ、安心して健康に暮らせる**について。

まず、**まちづくり協議会の推進**についてでございます。

地域が抱える課題への対応や市民皆様が主体となったまちづくりを進めるため、小学校区を単位とした、まちづくり協議会設立の取組を進めておりますが、現在、全18校区中、渡良、三島、沼津、志原、初山、勝本、霞翠、八幡、那賀、箱崎、瀬戸、筒城の12地域でまちづくり協議会が設立されております。

また、鯨伏、田河、芦辺の3地域で幹事会や設立準備委員会が立ち上げられ、設立に向けた準備が進められているところです。

引き続き、市民皆様が主体となる協働のまちづくりを実現するため、まちづくり協議会設立に向けたより一層の取組を進めてまいります。

地域福祉の推進につきましては、令和2年度において、令和3年度から令和5年度までの「第6期壱岐市障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画」を策定いたしました。本計画は、障害福祉サービス等の見込量と提供体制の確保を図るための基本的事項を定めております。

また、壱岐市地域福祉計画及び壱岐市障がい者計画について、次期（第3次）計画期間が令和4年度から令和8年度までとなっており、令和3年度に策定予定といたしております。

地域福祉計画については、平成30年4月の社会福祉法の一部改正により、任意とされていたものが努力義務とされ、さらに地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉、その他の福祉の各分野における共通的な事項を記載する、いわゆる上位計画として位置づけられております。

障がい者計画につきましては、障害者施策の基本計画として、施策を総合的にかつ計画的に推進し、障害者の自立と社会参加を促進するために策定するものであります。

地域における高齢者、障がい者、児童、その他各分野の福祉の充実を図り、地域共生社会の実現に向けた取組を推進してまいります。

次に、例年9月の敬老の日に実施している敬老会について、令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止いたしました。

市が主催する敬老会については、本来、多くの高齢者の方々に参加いただくことが開催の趣旨であると考えておりますが、例年の参加者が対象者の16%程度であり、参加率が低い状況であります。

県内各市の状況を見ますと、市主催の敬老会を実施している自治体は本市のみであり、他の多くの市が、地域が主体となって開催する行事に対して支援をしている状況であります。

これらを総合的に考慮し、今後は市主催の敬老会を廃止して、まちづくり協議会、自治公民館、施設等での敬老行事に移行することとし、それらの団体等に対し、支援する形を考えております。

敬老祝金につきましては、長寿を祝福し、敬老の意を表するため、77歳に達した方へ1万円、88歳で2万円、100歳で10万円を支給しておりますが、平均寿命が延びていること等を鑑み、今後は88歳に到達した方へ1万円、100歳で10万円を支給することとし、壱岐市敬老祝金条例の一部改正について議案を提出しております。

入湯優待券、はり・きゅう・あん摩等助成券につきましては、原則として65歳以上の方を対象に、入湯優待券は1枚200円の助成で年間12枚、はり・きゅう・あん摩等助成券は1枚700円の助成で年間10枚を交付しております。利用状況は、入湯優待券が交付枚数に対して6割程度、はり・きゅう・あん摩等助成券が交付枚数に対して3割程度となっております。

このような状況を鑑み、令和3年度から入湯優待券は12枚から6枚へ、はり・きゅう・あん摩等助成券は10枚から5枚へ、それぞれ枚数を半減して交付することといたしました。御利用

いただいております皆様方の御理解、御協力をお願い申し上げます。

三島航路乗船カード事業については、三島地区在住の75歳以上の方に対して、申請に基づき乗船カードを交付し、乗船賃を無料としております。有人国境離島法の施行により、フェリーみしまの運賃も低減されてきているところです。これまで無料としておりました乗船賃について、令和3年度から片道100円を超える分について、無料とすることといたしました。御利用いただいております皆様方には、100円の御負担をおかけすることとなりますが、御理解、御協力をお願いいたします。

老人憩いの家については、その多くが建築から40年以上経過しており、生活館についても、多くが20年以上経過いたしております。また、自治公民館として活用されている実態のものもあることから、今後は、壱岐市公共施設等総合管理計画に基づき、一定年数を経過しているものは、地元へ無償譲渡、もしくは解体を検討してまいります。

次に、市民皆様が**健やかで心豊かな生活を送ることができる社会の実現**を目指し、第2次壱岐市保健事業計画に基づき、各種健診、相談、健康教室等を実施しておりますが、昨年度から新型コロナウイルス感染症が全国的に猛威を振るい、本市においても、各種事業の実施について、延期や実施方法の変更を余儀なくされました。

このような状況の中、感染症予防対策を図りながら、市民皆様の健康を確認できる場としての特定健診及びがん検診を、壱岐医師会の御理解と御協力の下、次年度も実施する予定としております。

健康づくりは、御自身の健康状態を知り、生活習慣に気をつけて予防していくことが重要であり、市民皆様お一人お一人の自覚と実践によるところが大きく、行政としても引き続き支援を行ってまいります。

また、昨年9月には、子育て世代包括支援センターを芦辺庁舎内に設置したところであり、妊娠中から子育ての時期にかけて、お子様とその保護者様に寄り添いながら、引き続き切れ目ない支援を行ってまいります。

**国民健康保険につきましては**、平成30年度から県に財政運営責任等が移行され、市町は地域住民皆様と身近な関係の中、資格管理、保険給付、保険税率の決定、賦課・徴収、保健事業等、地域におけるきめ細かい事業を担っております。

県より、国民健康保険税として徴収し、県へ納付する国民健康保険事業費納付金並びに市が支払う医療費に対して、県から市へ交付される保険給付費等交付金の所要額の通知を受け、令和3年度予算編成を行ったところであります。

結果として、県に納付する国民健康保険事業費納付金は、被保険者が減少する中、昨年度より減少したものの依然として高く、税率等の見直しが必要なところでありますが、新型コロナウイルス



ルス感染症の影響を勘案し、基金からの繰入れにより補填することで、令和3年度における本市の国民健康保険税については、据え置くことといたしております。

引き続き、国民皆保険制度を支える国民健康保険の財政安定化のため、滞納処分を含めた収納対策に取り組み、収納率の向上に努めるとともに、第2期データヘルス計画に基づき、特定健診受診率の向上、特定保健指導の充実並びに重症化予防対策等による保健事業を推進し、医療費の適正化を図ってまいります。

**年金相談につきましては**、本年3月下旬から、テレビ電話を利用した年金相談の実施を予定しております。原則、予約制とし、祝日・年末年始を除く月曜日から金曜日の午前9時から午後4時まで、市役所芦辺庁舎1階相談室において実施いたしますが、当分の間は従来の出張相談窓口も併せて開設をいたします。

次に、令和3年度は第8期**介護保険事業計画**の初年度となりますので、**壱岐市高齢者福祉計画**及び第8期介護保険事業計画の策定及び壱岐市介護保険条例の一部改正について、今回、議案を提出しております。この計画は、壱岐市の将来を見据えた地域の高齢者福祉施策の総合的な計画であるとともに、介護保険制度の基本となる介護サービスの見込量等を定め、令和3年度から3年間の介護保険料を算定することになっています。

その結果、第1号被保険者保険料の基準額については、月額6,490円と算定しており、第7期と比較しますと月額345円の増額となります。被保険者の皆様には御負担をおかけすることとなりますが、御理解いただきますようお願いいたします。

**後期高齢者医療制度につきましては**、平成20年度の制度開始から13年が経過し、広く市民皆様に定着した制度となり、安定的な事業運営がなされております。

令和2年度から医師会をはじめ関係団体の御協力を頂きながら、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施への取組として、新たに通いの場におけるフレイル予防事業及び高齢者の訪問栄養相談事業を実施しております。

引き続き、運営主体である長崎県後期高齢者医療広域連合との連携の下、被保険者の皆様が適切な医療サービスを受けられるように努めてまいります。

次に、**基本目標4、自然・歴史文化が調和した持続可能な社会基盤が整っている**について。

まず、**再生可能エネルギーの導入促進**についてでございます。

国においては、昨年10月に菅首相から2050年カーボンニュートラルの実現について宣言が行われ、脱炭素の実現に向けた動きが本格化しております。12月には、国の関係省庁や地方自治体が協力して地域脱炭素ロードマップの策定を目指す国・地方脱炭素実現会議が開催され、私も全国から選定された6地方自治体の構成員の一人として参加いたしました。

会議において、事務局を務められた小泉環境大臣から、2050年までの脱炭素社会の実現に

は、私たち自身が今から何をすべきかの決断と実行が迫られており、今後5年間の取組が重要との認識から、国としても政策を総動員する旨の力強い発言がありました。また、地方ほど再生可能エネルギーのポテンシャルが豊富であることも示され、地方での再エネの開発についての大きな期待を感じたところであります。

現在、導入を進めている再エネを活用した本格的な水素発電実証試験により、不安定な再エネを安定的に利用するための研究を進めるとともに、地域産業の振興にもつながる利用法を検討してまいります。

同時に、地域の有望な再生可能エネルギー資源として、洋上風力発電の導入可能性についても詳細な検討を行う予定です。

洋上風力発電については、令和元年度から長崎県によるゾーニング実証事業に参画し、地元の漁業者など関係者の皆様と議論を重ねてまいりました。先月に開催された県の協議会において事業成果が示され、その報告書について、3月8日までパブリックコメントの募集が行われているところであります。

県の事業成果として、本市の周辺海域で今後も導入の可能性について検討を進めていく区域が示されており、令和3年度以降は市の事業として、環境省の支援を受けながら、区域を含めた洋上風力発電の導入可能性について、漁業者や地域住民の皆様と話し合いを進め、さらに詳細な検討を加えてまいりますので、市民皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

冒頭申し上げましたが、昨年3月14日、本市で新型コロナウイルス感染者が初めて確認されてから1年が経過しようとしております。

市では、昨年2月25日、感染症危機管理対策本部設置要綱を定め、同日に第1回対策本部会議を開催し、現在まで40回を超える会議を重ねてきました。

また、4月には新型コロナウイルス感染症に対応した業務継続計画を作成、5月には避難所運営マニュアルを作成し、7月にはこれに基づき、職員の避難所開設訓練を支所単位で実施いたしました。

昨年9月の台風9号及び10号では、過去に例のない多くの市民皆様が避難されましたが、こうした事前の準備が生かされ、大きな混乱も生じなかったものと考えております。また、有事の際に備え、順次、感染防止対策資機材の備蓄も進めているところであります。

新型コロナウイルスの感染拡大防止においては、関係機関との役割分担、情報共有と連携が必要不可欠であり、長崎県及び医療・福祉等の関係者との協議を重ねながら対応しているところであります。この1年間の経験を生かして、コロナ禍における今後の災害対応に万全を期してまいります。

次に、**消防につきましては**、3月1日から7日までの1週間、春季全国火災予防運動を実施し

ております。

空気が乾燥し火災の発生しやすい時期であります。市民皆様には、火の取扱いに十分御注意願います。

近年の災害においては、複雑多様化、大規模化の傾向にあります。いつ起こるか分からない自然災害等に対し、今後も市消防団をはじめとする関係機関等との連携強化を図り、市民皆様の安全・安心のため、災害対応に万全を期してまいります。

市民皆様には、今後とも、危険箇所の確認や備蓄品の準備など、平時からの備えをお願いいたします。

**市道整備につきましては**、令和3年度当初予算において、国の補助事業として、道路改良2路線、歩道整備等の交通安全施設整備3路線、防災のためののり面対策1路線と起債事業として18路線、単独事業として1路線の整備費を計上しております。また、急傾斜地崩壊対策事業として1地区、河川の浚渫事業として4河川の予算を計上しており、道路の整備と併せまして、適切な維持管理に努めてまいります。

**水道事業においては**、公営企業として将来にわたり持続可能な事業経営を維持するため、アセットマネジメントに基づき、長期的な視点に立って施設管理を行うことで、経営基盤の強化を目指してまいります。

令和3年度以降についても水道施設運転監視・保守点検業務を委託し、民間ならではのコスト意識や技術力で、機器類等の予防保全的な維持管理により長寿命化を図るとともに、重傷化を未然に防ぐことでコスト縮減を図ってまいります。

**公共下水道事業は**、下水道整備計画区域内において、令和2年度までに計画しておりました管路埋設部分の舗装本復旧工事をもって、全て完了する見込みとなっております。

下水道整備計画区域・漁業集落排水整備区域については、さらなる加入推進を図ってまいります。

今後も、施設の維持管理を安定的に行っていくため、ストックマネジメントを作成し、老朽化する施設の計画的な維持管理を実施し、長寿命化を図ってまいります。

合併浄化槽設置整備事業については、令和3年度において、国、県の補助制度により、105基の設置を予定しております。

今後も汚水処理施設の整備により、生活環境や住居環境の改善、海域や河川などの公共用水域の水質保全を図ってまいります。

**公営住宅につきましては**、老岐市公営住宅等長寿命化計画に基づいて整備しており、社会資本整備総合交付金事業を活用し、新大久保団地新築工事を予定しております。また、繰越事業として、古城団地の改修工事を進めてまいります。

次に、**文化財行政**についてでございますが、市内の発掘調査成果については、勝本町立石西触に所在する石路遺跡から出土した牛の骨が、10世紀頃のものであることが年代測定の結果から判明し、生業としての壱州牛のルーツが千百年以上も前に遡ることが明確になりました。また、勝本浦に所在する正村遺跡から、日本では奄美地方より南のみに生息するゴホウラの貝で作った腕輪が完全な形で出土し、弥生時代の奄美以南との交易が証明されたこと、さらには原の辻遺跡から馬型の青銅製品が発見されるなど、目覚ましい成果を上げることができました。

昨年3月の「松永安左エ門記念館のあり方に関する提言書」をはじめ、市内の文化財施設の在り方を検討した結果、老朽化や運営に課題を抱える壱岐風土記の丘や小金丸記念館など、文化財施設の今後の管理運営について一体的に検討するため、壱岐市文化財展示施設再編計画検討委員会を設置し協議いたします。

なお、小金丸記念館については、屋根防水及び空調設備等修理や更新に多額の経費が見込まれること、また、入館者数の増加の見込みが厳しいことなど、事業の見直しを検討した結果、令和3年4月から先行して休館することといたしました。

原の辻一支国王都復元公園の指定管理者は、2月会議において、特定非営利活動法人一支國研究会と議決いただいたところであり、4月1日からの指定管理の開始に向けて、民間の能力を生かし、効率的かつ効果的な運営により、今まで以上に本市の地域振興に貢献できる施設となることを期待いたしております。

次に、**基本目標5、関係人口を増やし、壱岐への新しい人の流れをつくる**について。

まず、**壱岐市就職サポートセンター**についてでございます。

本市では、人口減少対策に資することを目的として、都市部から本市への移住施策に積極的に取り組んでおりますが、（一社）移住・交流促進機構が実施した若者の移住調査によりますと、地方への移住を妨げる大きな要因として、仕事関連が48.4%と最も高くなっております。

このような調査結果を踏まえ、移住希望者や市内求職者の相談窓口として、キャリアコンサルタントの資格を取得予定の担当職員を配置し、壱岐市就職サポートセンターを商工振興課内に設置することといたしました。

当センターでは、UIターン希望者への就職相談業務のほか、市内求職者向けにも、単に求人情報を紹介するだけでなく、仕事への悩み等に耳を傾け、その方の適性などを共に見つけ、就業にたどり着けるよう支援を行うこととし、また、地元高校生向けに自己の適性や仕事への理解に向けた支援活動も行う予定であります。

相談業務は当面の間、毎週火曜日と木曜日に事前予約制にて実施することといたしております。

市内の有効求人倍率は12月時点で0.81と非常に厳しい状況であります。雇用機会拡充事業等の創業・事業拡大支援による雇用の場の創出並びに本サポートセンターでの就業支援によ

り、人口の社会減に歯止めをかける一助になればと考えております。

次に、基本目標6、協働のまちづくりのもとで、効率的で質の高い行政運営が行われているについてであります。

令和3年度の国の予算編成については、国・地方の債務残高がGDPの2倍を超えて膨らむなど、引き続き厳しい状況にある中で、経済あつての財政との考え方の下、骨太方針2020に基づき、経済・財政一体改革を着実に推進することとし、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、感染拡大防止と社会経済活動の両立を図りつつ、デジタル社会、カーボンニュートラルなど、ポストコロナの新しい社会の実現を目指し、中長期的な成長力強化の取組を推進するものとされております。

また、我が国財政の厳しい状況を踏まえ、地方財政においても、国の取組と基調を合わせた聖域なき徹底した見直しを推進する一方、地方が地域社会のデジタル化や防災・減災、国土強靱化、地方創生の推進、地域社会の維持・再生等に取り組みつつ、地方の安定的な財政運営に必要な一般財源総額について、実質的に令和2年度地方財政計画と同水準を確保することを基本として地方財政対策を講じるものとされております。

本市はこれまで、こうした地方財政を巡る国の動向に注視しながら、社会福祉施策をはじめ人口減少対策や情報通信網の整備など、壱岐市総合計画の着実な実施を軸として、様々な分野で積極的に事業を展開してまいりました。

しかし、少子高齢化による社会構造の変化、地方分権の進展などにより、市の財政負担が年々増加している中においても、従来どおりの市民サービスの維持・向上に努めてきた結果、毎年度の予算編成において大幅な財源不足が生じ、財政調整基金などの基金からの繰入れを前提とした予算編成を行い、実際の決算においても、基金を取り崩し続けております。

このような中、追い打ちをかけるように新型コロナウイルス感染症の拡大が国内外で猛威を振るい、いまだ収息が見えず、経済の回復も見通しが立たない状況の中で、地方交付税や国・県からの補助金等に依存した財政運営を続けながら、これまで同様の行政サービスを維持していくことは困難であることが現実となってまいりました。

将来にわたり、責任ある行財政運営を行っていくために、一度立ち止まり、徹底した内部管理経費の削減はもとより、市民生活にも少なからず影響する経費の節減、受益者負担の適正化など、大きな痛みを伴う項目についても行財政改革を断行していかざるを得ない状況に至っております。

こうした状況から、令和3年度の予算編成に当たっては、この難局を乗り越えていくために、事業の廃止や一時的な休止・縮小など、これまで以上に踏み込んだ見直しを図ることにより、財源の確保につなげてまいり所存であります。

このような方針に基づいて編成した令和3年度の一般会計の予算規模は、218億2,000万

円、対前年度当初予算比マイナス18億2,000万円、7.7%減で、特別会計を含めた予算規模は302億4,674万9,000円、対前年度当初予算比マイナス19億3,671万1,000円、6.0%減となっております。

なお、本予算は基金から約18億円を繰り入れて編成いたしておりますが、これにより基金残高が56億円程度となり、次年度以降基金の繰入れは困難になるものと考えております。

そのため、今後はデジタル化の推進と合わせ、事務所及びへき地保育所、幼稚園の統廃合、類似施設の統合、さらには使用料、手数料の改定等財政基盤の安定を図る必要に迫られております。市民皆様の御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

このような状況から、令和3年度を本市財政の立て直し元年と位置づけ、その決意といたしまして、壱岐市長等の給与の特例に関する条例の制定として、市長・副市長・教育長の給料を、令和3年5月から私の任期である令和6年3月までの期間、10分の1減額することを提案いたしております。

次に、**議案関係**について御説明いたします。

本日提出した案件の概要は、条例の一部改正に係る案件7件、計画の策定1件、予算案件15件でございます。何とぞ十分な御審議を頂き、適正なる御判断を賜りますようお願い申し上げます。

以上、今日までの取組を振り返りながら、市政運営に対する所信の一端と新年度の事業内容等について申し述べましたが、今後も様々な行政課題に全力で対応しながら、将来の壱岐市を見据えたまちづくりに全力で取り組んでまいります。市民皆様から市への要望が多々あることは承知しておりますが、次の世代に大きな負担と責任を転嫁しないためにも、この極めて厳しい局面を乗り切ってまいり所存でありますので、市民皆様には、大変厳しい財政状況を御理解いただき、御協力を賜りますようお願い申し上げます、施政方針といたします。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） これで施政方針の説明を終わります。

ここで暫時休憩いたします。再開を11時20分といたします。

午前11時06分休憩

.....

午前11時20分再開

○議長（豊坂 敏文君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

.....

#### 日程第5. 議案第9号～日程第27. 議案第31号

○議長（豊坂 敏文君） 日程第5、議案第9号から日程第27、議案第31号まで、以上23件

を一括議題といたします。

ただいま上程いたしました議案について提案理由の説明を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君）登壇〕

○市長（白川 博一君） 本日提案の議案につきましては、担当部長及び課長に説明させますので  
よろしく願いいたします。

〔市長（白川 博一君）降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 西原教育次長。

〔教育次長（西原 辰也君）登壇〕

○教育次長（西原 辰也君） 皆様、おはようございます。議案第9号及び第10号について御説  
明いたします。

議案第9号壱岐市附属機関設置条例の一部改正について。

壱岐市附属機関設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。本日の提出でございま  
す。

提案理由ですが、市長の附属機関のうち、壱岐市行政区設置検討委員会を廃止し、教育委員会  
の附属機関として、壱岐市文化財展示施設再編計画検討委員会を新設する必要があるため、所要  
の改正を行うものでございます。

次のページをお開き願います。

壱岐市附属機関設置条例の一部を次のように改正するものでございます。別表アの市長の附属  
機関の部、壱岐市行政区設置委員会の項を削る。

同委員会につきましては、平成31年2月から新たな地域コミュニティー、まちづくり協議会  
に関する取組について調査検討を頂き、令和2年6月に引き続きまちづくり協議会設立を推進さ  
れることとの報告書の提出を受け、その目的を達成したため同委員会を廃止するものでございま  
す。

本来なら令和元年度をもって終了する予定でございましたが、新型コロナウイルス感染症拡大  
のため、予定しておりました検討結果の報告が今年度に延期となったため、今回廃止するもので  
ございます。

次に、別表イの教育委員会の附属機関の部に、壱岐市文化財展示施設再編計画検討委員会、文  
化財展示施設の再編計画について協議し及び検討することを加えます。

昨年3月の「松永安左エ門記念館の在り方に関する提言書」をはじめ、市内の文化財施設の在  
り方を検討した結果、老朽化や運営に課題を抱える、文化財施設の今後の管理運営について一体  
的に検討することとしております。

附則として、この条例は令和3年4月1日から施行するものでございます。

なお、改正条文の新旧対照表を資料1の1ページに記載しておりますので、後ほど御確認いただきますようお願いいたします。

以上で、議案第9号の説明を終わります。

続きまして、議案第10号壱岐市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について御説明いたします。

壱岐市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。本日の提出でございます。

提案理由ですが、教育委員会の附属機関として、壱岐市文化財展示施設について審議する委員会を設置するため、所要の改正を行うものでございます。

次のページをお開き願います。

壱岐市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を、次のように改正するものでございます。

別表中、39のスポーツ推進委員の前に、壱岐市文化財展示施設再編計画検討委員会を加え、以下の区分を繰り下げることといたします。

附則として、この条例は令和3年4月1日から施行するものでございます。

なお、改正条文の新旧対照表を資料1の2ページから4ページに記載いたしておりますので、御確認いただきますようお願いいたします。

以上で、議案第9号及び第10号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

〔教育次長（西原 辰也君）降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 久間総務部長。

〔総務部長（久間 博喜君）登壇〕

○総務部長（久間 博喜君） 議案第11号及び議案第12号を続けて説明いたします。

議案第11号壱岐市長等の給与の特例に関する条例の制定について御説明いたします。

壱岐市長等の給与の特例に関する条例を別紙のとおり定める。本日の提出でございます。

提案理由でございますが、地方交付税の減等による財政不足に対し、今後さらに財政改革に取り組まなければならない中で、市の財政状況に寄与するため、特別職の給料の減額について特例を定めるものでございます。

次のページをお開きください。

壱岐市長等の給与の特例に関する条例、第1条、趣旨、第2条、市長、副市長及び教育長の給料の額について、令和3年5月から令和6年3月までの間に係るものに限り、100分の10を減じた額とするものでございます。



ただし、市長等給与条例第3条に規定する期末手当の額の算出の基礎となる給料の月額、市長等給与条例第2条に規定する額とするものであります。

附則として、第1項は施行期日、この条例は令和3年5月1日から施行するものでございます。

第2項は、令和2年壱岐市条例第21号壱岐市長及び副市長の給与の特例に関する条例は廃止し、また令和3年壱岐市条例第1号壱岐市長等の給与の特例に関する条例については、令和3年1月会議で提出し、議決を頂きまして令和3年2月から同年4月までの間で、給料の100分の10を減額する内容であります。今回の条例の施行日である令和3年5月1日には期間が終了いたしますので、廃止するものであります。

以上で、議案第11号の説明を終わります。

続きまして、議案第12号壱岐市家畜診療所獣医師の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について御説明いたします。

壱岐市家畜診療所獣医師の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。本日の提出でございます。

一般社団法人、長崎県畜産協会が定める獣医師技術料の改定に伴い、所要の改正を行うものでございます。

次のページをお開きください。

壱岐市家畜診療所獣医師の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例。

第2条中、獣医師手当の次に指定獣医師技術手当を加え、第5条中、指定獣医師手当を指定獣医師技術手当に改め、1頭125円以内を1頭当たり、一般社団法人長崎県畜産協会が定める獣医師技術料の2分の1以内に改めるものであります。

本条例については、現在、指定獣医師技術手当として、個別に自衛防疫業務、予防注射を行った獣医師に対し、1頭当たり125円以内を支給することができる旨を定めておりますが、この額については、一般社団法人長崎県畜産協会が定めた技術料を基に、その2分の1以内の額としております。その技術料が今回300円に改定され、1頭当たりの額がその2分の1の150円になること、また今後も長崎県畜産協会が定める獣医師技術料の改定が行われる可能性もあることから、一般社団法人長崎県畜産協会が定める獣医師技術料の2分の1以内に改めるものであります。

附則として、第1項は施行期日、この条例は令和3年4月1日から施行するものでございます。第2項は、改正する指定獣医師技術手当については、本条例施行期日の令和3年4月1日以降に行った自衛防疫業務に対し、適用する旨を定めております。

以上で、議案第11号及び議案第12号の説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願いをいたします。

〔総務部長（久間 博喜君）降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 石尾市民部長。

〔市民部長（石尾 正彦君）登壇〕

○市民部長（石尾 正彦君） 議案第13号について御説明申し上げます。

議案第13号壱岐市敬老祝金条例の一部改正について。

壱岐市敬老祝金条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。本日の提出でございます。

提案理由は、敬老事業の見直しに当たり、昨今の社会情勢を鑑み、敬老祝金について所要の改正を行うものでございます。

次のページをお開き願います。

壱岐市敬老祝金条例の一部を改正する条例。改正案につきましては、記載のとおりでございます。

資料1 議案関係資料の6ページに、新旧対照表を掲載いたしておりますので、御参照をお願いいたします。

改正内容でございますが、現在77歳到達の方に1万円、88歳に2万円、100歳に10万円を支給いたしておりますが、77歳については廃止、88歳については2万円から1万円に、支給金額を減額するものでございます。100歳につきましては現行のとおりでございます。その他、文言の整理及び、別記様式として定めております敬老祝金支給申請書の削除を行うものでございます。

施行期日につきましては、附則のとおり令和3年4月1日でございます。

以上で、議案第13号の説明を終わります。御審議のほどよろしく願います。

〔市民部長（石尾 正彦君）降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 崎川保健環境部長。

〔保健環境部長（崎川 敏春君）登壇〕

○保健環境部長（崎川 敏春君） 議案第14号壱岐市介護保険条例の一部改正について御説明申し上げます。

壱岐市介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。本日の提出でございます。

提案理由につきましては、壱岐市高齢者福祉計画及び第8期介護保険事業計画の策定に伴う介護保険料率の設定について所要の改正を行うものであります。次のページに条文を記載をいたしております。

それでは、議案関係資料1の7ページ、8ページをお開き願います。

改正の内容は、第5条保険料率について、令和3年度から令和5年度までの各年度における基準介護保険料率を年額7万7,800円と設定し、所得階層ごとの保険料率を条文のとおり改正

するものでございます。

また、第2項から第4項につきましては、非課税世帯に属しかつ所得の低い第1号被保険者の令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率を、令和2年度から実施をされております消費税引上げ分を財源とする保険料の公費負担により、それぞれ年額2万3,300円、3万8,900円、5万4,500円に改め、同条第5項から第8項までを削除いたしております。附則としまして、この条例は令和3年4月1日から施行するものであり、経過措置としましては記載のとおりでございます。

以上で、議案第14号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

〔保健環境部長（崎川 敏春君）降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 谷口農林水産部長。

〔農林水産部長（谷口 実君）登壇〕

○農林水産部長（谷口 実君） 議案第15号について御説明申し上げます。

議案第15号壱岐市U・Iターン漁業就業者住宅の設置に関する条例の一部改正について、壱岐市U・Iターン漁業就業者住宅の設置に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。本日の提出であります。

提案理由でございますが、長島漁民住宅の廃止に伴い、所要の改正を行うものであります。

次のページをお開き下さい。

詳細については、資料1の議案関係資料9ページに新旧対照表を添付しておりますので御参照をお願いします。

内容は、壱岐市U・Iターン漁業就業者住宅として設置しておりました、郷ノ浦町長島の長島漁民住宅2棟について、昭和55年度及び昭和57年度に、当初は教職員住宅として整備され、平成21年度に新規就業者漁業者向けの住宅として、水産課へ所管替えを行い、これまで活用してきたところであります。

整備後おおむね40年が経過し、幾度となく修繕を重ねてきましたが、老朽化が進み、また、昨年発生した台風9号、10号の影響により、さらに破損箇所が発生し、現状のままでは安全面において、隣接する保育所及び近隣住民に影響を与えることから、このたび解体を行うため、条例第2条中、長島漁民住宅を削除する改正を行うものであります。

なお、解体費用については、令和3年一般会計予算に計上をいたしております。

以上で、議案第15号の説明を終わります。御審議のほどよろしく申し上げます。

〔農林水産部長（谷口 実君）降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 崎川保健環境部長。

〔保健環境部長（崎川 敏春君）登壇〕

○保健環境部長（崎川 敏春君） 議案第16号壱岐市高齢者福祉計画及び第8期介護保険事業計画の策定につきまして御説明申し上げます。

壱岐市高齢者福祉計画及び第8期介護保険事業計画を定めることについて、地方自治法第96条第2項及び壱岐市議会基本条例第13条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。本日の提出でございます。

それでは、内容につきまして御説明申し上げます。

壱岐市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画をご覧ください。

策定に当たりましては、保健、医療、介護、福祉などの関係者で構成する壱岐市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画作成委員会を、昨年10月以降延べ3回開催をいたし御審議を頂き、目次のとおり、第1章から第5章及び資料編という構成になっております。

1ページから5ページをお開き願います。

第1章におきましては、策定に当たっての背景や趣旨などを記載し、事業計画期間を令和3年度から令和5年度までの3年間といたしております。平成30年度から令和2年度までの3年間におきましては、少子高齢化の進行や認知症高齢者の増加などを見据え、認知症対応型グループホームをはじめとする、サービスの整備や高齢者福祉に関する様々な事業を推進していたところでございます。

今回、策定をいたしました第8期におきましては、これまでの事業をさらに充実させることを柱に、第2章以降はサービス整備を含む大きな見直しは行っておりません。

しかしながら、本市は離島という地域の中で、限られたサービス資源しかないことから、高齢者が住み慣れた地域で安全、安心に本人の意思が最大限に尊重され、生活していくことができるよう、これまでの地域組織にSDGs並びにまちづくり協議会との連携を新たに加え、新しい地域の支え合いを構築し、高齢者福祉事業、介護予防事業などを推進することといたしております。

次に、今回、追加見直しを行った項目につきまして御説明申し上げます。

32ページをお開き願います。

今般の新型コロナウイルス感染症や昨年7月の豪雨災害で、高齢者施設の被害が相次いだことを受けまして、平時からの災害や感染症から高齢者を守る体制づくりを追加いたしております。

53ページをお開き願います。

二次離島三島地区のサービス確保につきまして、追加記載をいたしております。現在、三島地区におきましては、介護サービス提供事業者の参入が難しいことから、本市では、訪問系サービス事業者へヘルパーなどの派遣費用の補助を行っております。

しかしながら、三島地区の高齢化率は46.9%であり、人口の半数が高齢者という状況の中、今後の二次離島における福祉介護サービスの確保など地域課題の解決に向け、まちづくり協議会

などと連携を図ってまいりたいと考えております。

73ページをお開き願います。

第8期の介護保険料、所得段階ごとの保険料額を記載いたしております。保険料の推計に当たりましては、高齢者の日常生活を把握することを目的にニーズ調査、在宅介護実態調査を行い、高齢者人口や要介護認定者数などの将来推計や3か年の介護サービス見込量を基に、必要な保険料水準を推計いたしたところでございます。保険料の標準月額は7期保険料と比較し、345円アップの6,490円となっております。

なお、今回は団塊の世代が75歳以上となる令和7年及び団塊の世代ジュニアが65歳以上となる令和22年の保険料を推計いたしております。被保険者の皆様には、改めて御負担をおかけすることとなりますが、引き続き地域の皆様や保健医療、福祉関係者の皆様と連携し、介護予防や認知症予防の充実と、介護福祉サービスの確保を図ってまいりたいと考えておりますので、御理解と御協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上で、議案第16号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

〔保健環境部長（崎川 敏春君）降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 松尾財政課長。

〔財政課長（松尾 勝則君）登壇〕

○財政課長（松尾 勝則君） 議案第17号令和2年度壱岐市一般会計補正予算（第13号）について御説明申し上げます。

令和2年度壱岐市の一般会計補正予算（第13号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6億7,410万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ282億9,800万円とします。第2項は記載のとおりでございます。

繰越明許費の補正、第2条、繰越明許費の追加は、第2表繰越明許費補正によるものでございます。

地方債の補正、第3条、地方債の追加変更は、第3表地方債補正によるものでございます。

本日の提出でございます。

2から4ページをお開き願います。

第1表歳入歳出予算補正の款項の区分の補正額等については、記載のとおりでございます。

5ページをお開き願います。

第2表繰越明許費補正、1、追加で、2款1項総務管理費の滞在型観光割引事業ほか事業費総額6億9,666万3,000円につきましては、年度内に事業が完了しない見込みであるものについて、翌年度に繰り越して使用できる繰越明許費として追加しております。

なお、事業の完了予定及び繰越理由等の詳細につきましては、別紙資料に令和2年度3月補正予算（案）概要の20から23ページに記載のとおりでございますので、後ほど御参照いただきますようお願いいたします。

6ページをお開き願います。

第3表地方債補正、1、追加で、普通交付税の基準財政収入額として算定された税収の見込みよりも実績がそれを下回ると見込まれる場合に、その減収を補填するために、発行することができる地方債として減収補填債を追加しております。

また、7から9ページにかけましては、2、変更で、各起債充当事業の地方債の借入限度額につきまして、県との協議による同意額に合わせ、それぞれ増減を行っております。

それでは、事項別明細書により主な内容について御説明いたします。

まず、歳入について説明いたします。

14から15ページをお開き願います。

10款1項1目地方交付税は、特別交付税で158万9,000円を減額しております。

16から17ページをお開き願います。

14款2項1目総務費国庫補助金で、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金につきましては、国の第2次補正予算までの実施事業に係る充当の調整に加え、第3次補正予算の追加内示に伴い、農業及び漁業継続支援事業のほか新たに交付金の対象とする事業の財源として、1億2,910万2,000円を増額しております。そのほか離島活性化交付金、地方創生推進交付金、社会資本整備総合交付金など国庫支出金全般におきまして、事業費の確定または実績見込みによりそれぞれ減額しております。

18から19ページをお開き願います。

15款2項4目農林水産業費県補助金で、漁港機能増進事業補助金につきましては、国の補正予算（第3号）の割当内示に伴い7,447万4,000円を追加しております。

次に、5目商工費県補助金、長崎県飲食店関連事業者給付金事業補助金は、農業及び漁業継続支援事業に係る県からの給付分として7,175万円を追加しております。

そのほか強い農業担い手づくり総合支援交付金、離島漁業再生支援交付金など県支出金全般におきまして、事業費の確定、実績の見込みによりそれぞれ減額をしております。

20から21ページをお開き願います。

18款1項1目基金繰入金で、財政調整基金繰入金は、歳出の減額補正に伴う一般財源の充当調整により2億円を減額しております。

そのほか地域振興基金繰入金からふるさと応援基金繰入金まで、充当事業費の精査によりそれぞれ調整をしております。

また、過疎地域自立促進特別事業基金繰入金は、過疎対策事業債ソフト事業分の限度額超過部分について、今年度分の配分がなされなかったため、その代替として充当するもので2億1,697万5,000円を増額しております。

21款市債につきましては、それぞれ起債事業を充当して実施する事業につきまして、事業費の精査によって借入額の増額または減額の補正を行っており、総額で4億485万1,000円を減額しております。

次に、歳出について説明をいたします。

歳出につきましては、別紙資料2の令和2年度3月補正予算案概要の主要事業の中から、主な内容について御説明いたします。

2から3ページをお開き願います。

2款1項1目一般管理費まちづくり協議会費につきましては、協議会の未設立及び集落支援員の未設置地域に係る交付金及び委託料について5,255万6,000円を減額しております。

次に、同じく13目国境離島振興費滞在型観光割引事業につきましては、国の第3次補正予算により実施されます県事業の負担金として、995万7,000円の増額をしております。

4から5ページをお開き願います。

2款1項14目新型コロナウイルス感染症対応事業費は、感染拡大により営業時間の短縮要請を受けた業種以外の事業者に対する支援として、影響を受けている農業及び漁業者に対し、合計で1億4,350万円を追加しております。

次に、8から9ページをお開き願います。

5款農林水産業費1項4目畜産業費地域肉用牛緊急増頭対策事業につきましては、事業の実績見込みにより240万円を増額しております。

10から11ページをお開き願います。

5款3項4目漁港漁場整備費は、国の補正予算による漁港機能増進事業補助金の追加内示を受け、翌年度への繰越事業として実施するもので9,300万円を追加しております。

次に、14から15ページをお開き願います。

9款教育費5項1目社会教育費成人式開催事業は、新型コロナウイルス感染症の影響による成人式の中止または延期に伴う、貸衣装のキャンセル料に対する補助など、新成人の負担軽減を図るものとして536万3,000円を追加しております。

そのほか各事業の入札執行等実績見込みによる不用額につきまして、減額補正を行っております。

以上で、議案第17号の説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

〔財政課長（松尾 勝則君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 谷口農林水産部長。

〔農林水産部長（谷口 実君） 登壇〕

○農林水産部長（谷口 実君） 議案第17号令和2年度一般会計補正予算（第13号）の2款1項14目新型コロナウイルス感染症対応事業費について追加説明を申し上げます。

資料の4の議案第17号関係資料2ページから5ページに掲載しておりますので、御参照願います。

第7弾壱岐市緊急経済対策事業として、今回、農漁業者への支援金事業を実施するため補正予算を計上いたしております。

2ページをご覧ください。

農林課所管で農業者に対するものでございます。事業実施の意義は、新型コロナウイルス感染拡大の長期化により影響を受けている市内農業者に対し支援を行うことで、事業継続に資することを目的として本事業を実施するものであります。事業名は、壱岐市農業継続支援金事業で、補正予算額は6,150万円を計上いたしております。

3ページをご覧ください。

事業の概要でございますが、支援金の額については、法人、個人事業主の区別なく一律20万円を支給するとしております。申請想定件数は300件で、申請要件は下記の1から5を全て満たすこととしております。

1つ目として、壱岐市農協の正組合員であること。

2つ目、令和3年1月または2月の農業収入が、対前年比または対前々年費50%以上減少していること。

3つ目、今後も農業を継続すること。

4つ目、飲食店営業時間短縮協力金を受給していないこと。

5つ目、壱岐市事業継続支援金商工振興課所管及び、この後に説明いたします壱岐市漁業継続支援金水産課所管を受給していないこと。いわゆる重複での支給はできないことを定めております。

申請方法は、基本的には壱岐市農協へ申請書類を提出していただき、壱岐市農協以外へ出荷されている場合は、市役所農林課のほうへ相談をしていただくようにいたしております。申請期間は、令和3年3月25日から5月31日までとし、申請書類は、3月会議議決後の令和3年3月17日に壱岐市ホームページへ掲載する予定とし、3月18日以降壱岐市農協窓口にも設置するようにはいたしております。

続きまして、4ページをご覧ください。

ここからは水産課所管で漁業者に対するものでございます。事業実施の意義は農林課所管と同



じ内容でございます。事業名は、壱岐市漁業継続支援金事業、補正予算額は8,200万円を計上いたしております。

5ページをご覧ください。

事業の概要でございますが、支援金の額についても農林課所管と同様でございます。申請想定件数は400件としています。申請要件は下記の1から5を全て満たすこととしており、

1つ目として、壱岐市内漁協の正組合員であること。

2つ目は、先ほどの農林課所管と同じでございます。

3つ目、今後も漁業を継続すること。

4つ目、5つ目も農林課所管と同じ考え方で、ここに記載のとおりでございます。

申請方法は、基本的には市内漁協へ申請書類を提出していただくとしておりますが、市内漁協で水揚げ高を把握されていない場合には、市役所水産課のほうへ相談をしていただくようにしております。申請期間は、農林課所管での説明のとおりであります。申請書類については、3月18日以降、壱岐市内漁協窓口にも設置するようにしております。いずれも給付は6月末までに完了したいと考えております。

なお、これらの周知については、市ホームページや回覧等で行ってまいります。

以上で、新型コロナウイルス感染症対応事業費について追加説明を終わります。

〔農林水産部長（谷口 実君）降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） ここで暫時休憩をいたします。再開を13時といたします。

午後0時01分休憩

.....

午後1時00分再開

○議長（豊坂 敏文君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案説明を続けます。崎川保健環境部長。

〔保健環境部長（崎川 敏春君）登壇〕

○保健環境部長（崎川 敏春君） 議案第18号から20号までを続けて御説明申し上げます。

議案第18号令和2年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）について御説明申し上げます。

令和2年度壱岐市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ50万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ38億3,100万2,000円とします。第2項につきましては記載のとおりでございます。

本日の提出でございます。

8ページ、9ページをお開き願います。

歳入でございますが、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う国民健康保険税減免分としまして、財政補填といたしまして、3款1項1目災害臨時特例補助金105万円を追加いたしております。

また、4款1項1目特別交付金、6款繰入金及び7款繰越金におきましては、財源調整をいたしておるところでございます。

10ページ、11ページをお開き願います。

歳出でございますが、1款1項1目一般管理費につきまして、普通旅費50万9,000円を減額いたしております。

以上で、議案第18号の説明を終わります。

次に、議案第19号令和2年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）につきまして御説明申し上げます。

令和2年度壱岐市の後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,029万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億6,315万6,000円とします。第2項につきましては記載のとおりでございます。

本日の提出でございます。

8ページ、9ページをお開き願います。

まず、歳入でございますが、1款1項後期高齢者医療保険保険料につきましては、収入実績見込みにより1,286万8,000円を追加いたしております。

4款1項一般会計繰入金につきましては、事務費分と保険基盤安定分としまして170万5,000円を減額いたしております。

また、7款1項1目高齢者医療制度円滑運営事業費補助金につきましては、システム改修の実績見込みにより86万8,000円を減額いたしております。

10ページ、11ページをお開き願います。

歳出でございますが、2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金につきまして、保険料の収入実績見込み及び基盤安定負担金の確定により1,029万5,000円を追加いたしております。

以上で、議案第19号の説明を終わります。

続きまして、議案第20号令和2年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）につきまして御説明を申し上げます。

令和2年度壱岐市の介護保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。  
歳入歳出予算の補正、第1条、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,090万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ37億4,307万8,000円とします。第2項につきましては記載のとおりでございます。

繰越明許費、第2表繰越明許費は、繰越明許費によるものでございます。

本日の提出でございます。

4ページをお開き願います。

第2表繰越明許費で、1款3項介護認定審査会費、介護認定事務システム改修事業費456万円につきまして、年度内に事業が完了しない見込みであるため、翌年度に繰り越して使用できる繰越明許費としまして、計上いたしております。

なお、事業完了予定及び繰越理由等の詳細につきましては、別紙資料2、令和2年度3月補正予算（案）概要の24ページから25ページに記載のとおりでございます。

8ページ、9ページをお開き願います。

歳入でございますが、7款1項1目一般会計繰入金につきまして1,090万9,000円を減額いたしております。

10ページ、11ページをお開き願います。

歳出でございますが、1款1項1目一般管理費につきまして、介護保険事業計画作成委託料の実績により186万3,000円を減額し、1款3項2目認定調査費につきましては、実績見込みにより904万6,000円を減額いたしております。

以上で、議案第18号から20号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

〔保健環境部長（崎川 敏春君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 増田建設部長。

〔建設部長（増田 誠君） 登壇〕

○建設部長（増田 誠君） 議案第21号令和2年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

令和2年度壱岐市の下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによります。  
歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,829万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億1,190万4,000円とします。2項については記載のとおりです。

繰越明許費、第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、第2表繰越明許費によります。

本日の提出です。

8ページから9ページをお願いいたします。

2、歳入ですが、5款一般会計繰入金で1,829万1,000円を減額いたしております。

次に、10ページから14ページをお願いいたします。

3、歳出でございます。下水道事業費1款1項管理費772万1,000円の減額、1款2項施設整備費で332万3,000円の減額補正をいたしております。

漁業集落排水整備事業費2款1項管理費で664万7,000円の減額、2款2項施設整備費で60万円の減額補正をいたしております。いずれの事業も、管理費及び施設整備費の精査により減額するものです。

議案第21号に関する繰越明許費の詳細は、資料2の令和2年度3月補正(案)概要の26ページから27ページに記載をいたしております。御確認をお願いいたします。

以上で、議案第21号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

〔建設部長(増田 誠君) 降壇〕

○議長(豊坂 敏文君) 谷口農林水産部長。

〔農林水産部長(谷口 実君) 登壇〕

○農林水産部長(谷口 実君) 議案第22号令和2年度壱岐市農業機械銀行特別会計補正予算(第2号)について御説明申し上げます。

令和2年度壱岐市の農業機械銀行特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,600万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4,300万4,000円とする。第2項は記載のとおりでございます。

本日の提出でございます。

2ページ、3ページをお開き願います。

第1表歳入歳出予算補正、歳入及び歳出の補正の款項の区分の補正額等については、記載のとおりでございます。

5ページから7ページは、歳入歳出補正予算事項別明細書の総括を記載しております。

8ページ、9ページをお開き願います。

まず、歳入について御説明いたします。

5款諸収入3項雑入に4,600万円を増額補正いたしております。内容については、壱岐市農業機械銀行振興会会計に受け入れている道路・公園等作業受託料を農業機械銀行特別会計への歳入とするため、補正するものであります。本年度から、特別会計と振興会会計の2つの会計の仕組みとなり、精査を行い、農業機械銀行に係る総予算額を明確にするため補正を行っております。

す。

10ページ、11ページをお開き願います。

歳出について御説明いたします。

1款総務費1項1目一般管理費に4,600万円を増額補正いたしております。内容については、農業機械銀行振興会運営経費に係る農業機械銀行負担金として4,600万円を増額補正いたしております。補正の理由といたしましては、先ほど歳入で説明のとおりであります。

以上で、議案第22号についての説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

〔農林水産部長（谷口 実君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 増田建設部長。

〔建設部長（増田 誠君） 登壇〕

○建設部長（増田 誠君） 議案第23号令和2年度壱岐市水道事業会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

第1条、令和2年度壱岐市水道事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによります。

第2条、令和2年度壱岐市水道事業会計予算（第3条）に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正するものです。支出の第1款水道事業費用では440万円を減額いたしております。

第3条、壱岐市水道事業会計予算（第4条）に定めた資本的収入、支出の予定額を次のとおり補正するものです。資本的収入の第1款で180万円、資本的支出で2,358万円の減額をいたしております。

本日の提出です。

8ページから9ページをお願いいたします。

収益的支出ですが、水質検査委託料200万円と運転監視委託料300万円の実績見込みによる減額と、総がかり費で賞与引当金繰入金60万円の増額を行い、差引きで440万円の減額となっています。

10ページから11ページをお願いします。

資本的収入及び支出ですが、収入で国庫補助金180万円を、支出で2,358万円の減額をしています。これは、道路工事等における給配水管布設替え工事費1,500万円の実績による執行差額及び基幹施設の改良設計業務委託料858万円を減額しています。

以上で、議案第23号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

〔建設部長（増田 誠君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 松尾財政課長。

〔財政課長（松尾 勝則君） 登壇〕

○財政課長（松尾 勝則君） 議案第24号令和3年度壱岐市一般会計予算について御説明申し上げます。

令和3年度壱岐市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ218億2,000万円とします。第2項につきましては記載のとおりでございます。

債務負担行為、第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、第2表債務負担行為によるものでございます。

地方債、第3条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第3表地方債によるものでございます。

一時借入金、第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、30億円と定めるものでございます。

歳出予算の流用、第5条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、第1項第1号に定めるものでございます。

本日の提出でございます。

2から5ページをお開き願います。

第1表歳入歳出予算の款項の区分の金額につきましては、記載のとおりでございます。

6ページをお開き願います。

第2表債務負担行為の内容につきましては、記載のとおりでございます。

7ページをお開き願います。

第3表地方債で、令和3年度に借り入れるものの起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、記載のとおりでございます。起債限度額の総額は、14億3,910万円でございます。

それでは、事項別明細書により、主な内容について御説明いたします。

まず、歳入について説明いたします。

12から13ページをお開き願います。

1款市税1項市民税は8億4,221万5,000円で、対前年度635万5,000円の減。

同じく2項固定資産税は、9億6,643万2,000円で、対前年度4,547万1,000円の減としております。

16から17ページをお開き願います。

11款地方交付税で、普通交付税85億円、特別交付税6億9,500万円、合計で91億9,500万円、対前年度1億1,107万円の減としております。

24から25ページをお開き願います。

15款2項1目総務費国庫補助金で、離島活性化交付金は、戦略産品輸送経費支援事業や離島留学生ホームステイ事業などの継続事業に対する2分の1の補助金6,846万7,000円、地方創生推進交付金は、壱岐市SDGs未来都市推進事業や壱岐市ふるさと商社への運営費補助金などの継続事業に対する2分の1の補助金3,112万3,000円、特定有人国境離島地域社会維持推進交付金は、農水産物輸送コスト支援事業に対する60%の補助金1億2,722万3,000円を計上しております。

また、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、介護及び福祉施設等の職員のPCR検査など、感染症対策に要する経費に対し100%の補助金4,066万円を計上しております。

26から27ページをお開き願います。

3目衛生費国庫補助金、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金で9,442万2,000円を計上しております。

28から29ページをお開き願います。

16款2項1目総務費県補助金は、特定有人国境離島地域社会維持推進交付金で、雇用機会拡充事業に対する国2分の1、県8分の1で、附帯事務費分を含めまして交付される補助金2億268万8,000円を計上しております。

34から35ページをお開き願います。

18款1項2目指定寄附金で、ふるさと応援寄附金につきまして、5億円の見込額で計上しております。

次に、19款1項1目基金繰入金で、不足する一般財源を補填するものとして、財政調整基金を1億5,000万円を計上しております。

また、特定目的基金につきましては、地域福祉基金につきまして、障害者福祉医療費助成事業などの財源として総額で1億3,050万円を、合併振興基金につきましては、まちづくり協議会費や安全・安心のまちづくり交付金、スクールバス、ボート運行業務などの財源として総額で8億4,210万円を、ふるさと応援基金につきましては、定住奨励事業やウルトラマラソン運営費、介護人材確保対策事業、ふるさと就職支援事業などの財源として総額で4億3,270万円を計上しております。

42から43ページをお開き願います。

22款市債につきましては、全体合計14億3,910万円、対前年度7億4,910万円の減となっております。

まず、1目辺地対策事業債は、市道住吉船橋線、市道山崎線など道路改良事業や、郷ノ浦地区機動分団のポンプ車購入費などに対し2億3,400万円を計上しております。

次に、2目過疎対策事業債は、ハード事業分で、壱岐市ケーブルテレビ施設の通信機器更新工事や、郷ノ浦港のボーディングブリッジ及びターミナルビルの改修工事、瀬戸小学校グラウンド改修工事、中山干拓線道路改良工事など全29の事業に対し4億7,030万円を計上しております。

あと、ソフト事業分で、基本限度額基金積立分2億6,880万円を計上しております。

次に、3目臨時財政対策債は、地方交付税総額の不足分を補填するため、国と地方で折半するルールに基づき、地方分について各地方公共団体で発行する地方債につきまして3億4,800万円を計上しております。

次に、4目農林水産債は、緊急自然災害防止事業で、箱崎釘ノ尾地区排水路改修工事に4,200万円を計上しております。

次に、歳出について説明いたします。

歳出につきましては、別紙資料3、令和3年度当初予算（案）概要の主要事業の中から主な内容について御説明いたします。

3から4ページをお開き願います。

2款総務費1項1目一般管理費、まちづくり協議会費は、協働のまちづくりを推進するものとして、集落支援員の設置、まちづくり交付金等に係る経費につきまして7,814万2,000円を計上しております。

次に、6目企画費、乗合タクシー運行业務及び車両購入費は、高齢者等地域住民の移動手段の確保に対し、運行业務を地域へ委託し地域の活性化を図るものとして、449万8,000円を計上しております。

5から6ページをお開き願います。

同じく企画費、自治体SDGsモデル事業は、持続可能な開発目標の達成に向け、経済、社会、環境の3つの側面で、スマート農業や自動運転構想、SDGsイベントや対話会などソフト事業を総合的に展開するものとして、2,662万円を計上しております。

次に、同じく企画費、定住奨励事業は、UIターン者の移住費用や住宅取得、家賃の一部補助、移住者用住宅整備に対する民間への補助など、定住、移住の促進に係る経費につきまして2,986万円を計上しております。

9から10ページをお開き願います。

同じく企画費、壱岐なみらい研究所運営事業は、地域力創造アドバイザーとして慶應義塾大学SFC研究所から外部専門家を招聘し、また、地域おこし企業人として民間企業から社員を受け入れ、そのノウハウや知見を生かして、地域課題に対応できる人材を育成する連携事業といたしまして1,428万円を計上しております。



次に、同じく企画費、国境離島振興費は、離島航路・航空路運賃軽減事業で6,142万9,000円、滞在型観光割引事業で5,774万2,000円、雇用機会拡充事業で2億4,000万円。

次のページの、離島輸送コスト支援事業、農産物及び水産物の合計で1億6,950万3,000円など、特定有人国境離島地域社会維持推進交付金事業で総額5億3,541万3,000円を計上しております。

次に、7目情報管理費、共同電算システム導入事業は、税、住民基本台帳など既存の基幹系システムの耐用年数経過に伴う更新により、長崎県市町村行政振興協議会の共同電算システムへの移行経費として、2億2,426万3,000円を計上しております。

13から14ページをお開き願います。

12目新型コロナウイルス感染症対応事業費は、公共交通確保対策支援事業で、航路、航空路事業者への支援として1,150万円、介護施設等職員のPCR検査委託料で1,887万円を計上しております。

次に、3款民生費1項4目国民健康保険事業費、直営診療所施設勘定繰入金1,012万5,000円は、診療収入の減に伴い赤字運営となる見込みであるため、一般会計からの繰入れを行うものとしております。

15から16ページをお開き願います。

4款1項2目予防費、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業で、ワクチン接種の実施に係る住民への個別通知、ワクチンの輸送業務、医療機関との委託契約に要する費用につきまして9,442万2,000円を計上しております。

17から18ページをお開き願います。

4目病院費、長崎県病院企業団負担金5億4,466万1,000円は、長崎県病院企業団負担金要綱に基づく本部及び壱岐病院運営経費に係る負担金でございます。

次に、5款農林水産業費1項3目農業振興費、特定地域づくり事業は、過疎地域等において事業協同組合を設立し、マルチワーカー派遣事業を行う場合、組合運営費の2分の1を支援する新規事業で、国からの50%補助を含め500万円を計上しております。

次に、同じく農業振興費、有害鳥獣被害防止対策事業は、カラス、タイワンリス等による農作物や光ケーブル等への被害を防止するため、それらの駆除、捕獲等に係る経費につきまして3,723万9,000円を計上しております。

21から22ページをお開き願います。

5款1項5目農地費、県営事業費は、木田地区圃場整備事業、郷ノ浦・芦辺・壱岐地区の老朽ため池事業、梅ノ木ダム、当田ダムの農業水路等長寿命化防災・減災事業に係る市の負担金

8,056万3,000円を計上しております。

同じく農地費、農業水利施設ストックマネジメント事業は、県営事業と関連して土地改良区が行う畑地かんがい施設のパイプラインの改修事業で、国、県の補助を含めた補助金2,520万円を計上しております。

23から24ページをお開き願います。

5款3項1目水産業総務費、磯焼け対策協議会負担金は、イスズミの専従捕獲員の設置など各種磯焼け対策事業に取り組み、藻場の早期回復を図るものとして、各漁協と県、市が一体となって設立した協議会への負担金3,060万円を計上いたしております。

27から28ページをお開き願います。

6款商工費1項2目商工振興費、ふるさと就職支援事業は、新規高卒者など若年層の地元企業への就職を促進するとともに、UIターン者についても支援の対象とし、島外からの移住、定住につなげるものとして、1,300万円を計上しております。

次に、同じく商工振興費、戦略産品輸送経費支援事業は、離島活性化交付金を受けて実施する事業で、焼酎や衣服、寝具などを製造する島内業者に対し、製品の移出及び原材料の移入に係る海上輸送費に対する補助として4,650万円を計上しております。

29から30ページをお開き願います。

4目観光費、島外スポーツ誘致事業は、市内のスポーツ施設を活用し実業団等の合宿誘致を行うことで、市の知名度向上と交流人口の拡大を図るもので、1,268万5,000円を計上しております。

同じく観光費、共通地域通貨発行事業は、県外から長崎県の離島を訪れる際にのみ使用することができる利用券、しまとく通貨を発行し、併せて旅行商品とのタイアップ事業を展開することで、離島消費額の拡大につなげるものとして、1億2,601万6,000円を計上しております。

31から32ページをお開き願います。

6款1項5目都市事務所費、東京事務所管理費及び活動費は、合計で1,060万6,000円を計上しております。

次に、7款土木費2項3目道路橋梁新設改良費は、補助事業で黒崎線道路改良事業ほか全6線で2億4,789万1,000円。

次のページの辺地過疎債の起債事業で、住吉船橋線改良事業ほか継続事業に2億5,510万円を計上しております。

次に、7款4項1目港湾管理費、郷ノ浦港ターミナルビル改修事業は、経年劣化が目立つボーディングブリッジの改修と併せ、ターミナルビルのバリアフリー化、多言語化など改修を図ることにより、施設利用者の利便性と快適性の向上を図るものとして、7,114万4,000円を計

上しております。

35から36ページをお開き願います。

7款7項2目住宅建設費は、公営住宅等長寿命化計画により老朽化した市営住宅の建て替え、改修等を行うもので、新大久保団地新築工事などで5,010万円を計上しております。

次に、8款消防費1項3目消防施設費で、消防団の消防積載車3台及び消防ポンプ車1台の購入費として4,533万8,000円を計上しております。

次に、9款教育費1項3目教育指導費、離島留学生ホームステイ事業費は、少子高齢化が進む中、島外との交流を一層図ることにより、地域の重要な拠点である学校から地域の活性化と交流人口の拡大につなげることを目的として3,798万2,000円を計上しております。

37から38ページをお開き願います。

同じく教育費2項1目小学校管理費は、田河小学校の体育館外壁、屋上防水工事、瀬戸小学校のグラウンド改修工事など1億2,061万5,000円を計上しております。

次に、3項1目中学校管理費は、旧鯨伏中学校の体育館解体工事、郷ノ浦中学校のバックネット改修工事など6,042万7,000円を計上しております。

次に、6項1目保健体育総務費、大谷公園体育館管理費でテニスコートの人工芝補修工事など804万9,000円を計上しております。

以上が歳出の主な内容でございます。

そのほか基金の状況、見込みにつきましては資料の43ページに、地方債の状況に関する調書は予算書の248ページに記載のとおりでございます。

以上で、議案第24号の説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

〔財政課長（松尾 勝則君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 崎川保健環境部長。

〔保健環境部長（崎川 敏春君） 登壇〕

○保健環境部長（崎川 敏春君） 議案第25号から第27号までを続けて御説明申し上げます。

議案第25号令和3年度壱岐市国民健康保険事業特別会計予算について御説明を申し上げます。

令和3年度壱岐市の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ37億7,064万9,000円、診療所施設勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,953万6,000円とします。

第2項につきましては、記載のとおりでございます。

債務負担行為、第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担することが出来る事項、期間及び限度額は、第2表債務負担行為によるものでございます。

一時借入金、第3条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2億円と定めるものでございます。

歳入歳出予算の流用、第4条につきましては、記載のとおりでございます。

本日の提出でございます。

4ページをお開き願います。

第2表債務負担行為で、令和4年度に発生する債務負担行為の内容につきましては、記載のとおりでございます。

10ページ、11ページをお開き願います。

歳入でございますが、1款1項1目一般被保険者健康保険税につきましては、保険税率を据え置くこととし、6億1,633万6,000円を予算計上いたしております。

3款1項1目保険給付費等交付金につきましては、27億9,195万9,000円を計上いたしております。

12ページ、13ページをお開き願います。

5款1項1目一般会計繰入金につきましては、法定分としまして、総額2億8,883万8,000円を計上いたしております。

5款2項1目財政調整基金繰入金につきましては、長崎県に納付する国民健康保険事業費納付金の歳入不足を補うため、7,147万3,000円を計上いたしております。

20ページ、21ページをお開き願います。

歳出でございますが、2款1項1目一般被保険者療養給付費につきましては、23億5,500万円を計上いたしております。

22ページ、23ページをお開き願います。

2款2項1目一般被保険者高額療養費につきましては、3億5,400万円を予算計上いたしております。

2款4項1目出産育児一時金につきましては、42万円の30人分で1,260万円を計上いたしております。

3款国民健康保険事業費納付金につきましては、総額9億4,986万3,000円を計上いたしております。

24ページから27ページをお開き願います。

5款保健事業費につきましては、医療費の適正化を図るため、特定健診及び特定保健指導の医療費を記載のとおり予算計上いたしております。

次に、診療施設勘定について御説明申し上げます。

42ページ、43ページをお開き願います。

歳入でございますが、1款診療収入としまして、3,926万1,000円、3款2項1目一般会計繰入金は診療収入の不足を補うため、1,012万5,000円を計上いたしております。

44ページ、45ページをお開き願います。

歳出でございますが、1款1項1目施設管理費としまして、4,853万6,000円を計上いたしております。

以上で、議案第25号の説明を終わります。

続きまして、議案第26号令和3年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計予算について御説明申し上げます。

令和3年度壱岐市の後期高齢者医療事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億6,452万7,000円とします。2項につきましては、記載のとおりでございます。

債務負担行為、第2条、地方自治法第214条の規定により、債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、第2表債務負担行為によるものでございます。

本日の提出でございます。

4ページをお開き願います。

第2表債務負担行為で、令和4年度に発生する債務負担行為の内容につきましては、記載のとおりでございます。

10ページ、11ページをお開き願います。

歳入でございますが、1款1項後期高齢者医療保険料は、後期高齢者医療広域連合において、令和3年度保険税率は据置きとされていることから、2億2,271万7,000円。

4款1項一般会計繰入金は、一般事務費と広域連合に納める事務費及び保険基盤安定分の繰入金を合わせ1億4,043万1,000円を計上いたしております。

14ページ、15ページをお開き願います。

歳出でございますが、2款1項後期高齢者医療広域連合納付金としまして、3億6,020万2,000円を計上いたしております。

以上で、議案第26号の説明を終わります。

続きまして、議案第27号令和3年度壱岐市介護保険事業特別会計予算につきまして御説明を申し上げます。

令和3年度壱岐市の介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億5,203万9,000円、介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,911万7,000円とします。2項につきましては記載のとおりでございます。

債務負担行為、第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担することが出来る事項、期間及び限度額は、第2表債務負担行為によるものでございます。

一時借入金、第3条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2億円と定めるものでございます。

歳出予算の流用、第4条につきましては、記載のとおりでございます。

本日の提出でございます。

4ページをお開き願います。

第2表債務負担行為で、令和4年度に発生する債務負担行為の内容につきまして、記載のとおりでございます。

10ページから13ページをお開き願います。

歳入でございますが、1款1目第1号被保険者保険料としましては、保険料基準額を月額6,490円とし、5億8,624万1,000円を計上いたしております。

また、3款から5款及び7款繰入金につきましては、歳出の介護給付費、地域支援事業費、事務費の財源としまして、国、県、支払い基金及び市、それぞれの負担割合と一定のルールに基づき、算定し、それぞれ予算計上いたしております。

18ページ、19ページをお開き願います。

歳出でございますが、2款介護給付費につきましては、総額33億886万円を計上いたしております。

20ページ、21ページをお開き願います。

3款1項介護予防生活支援サービス事業費につきましては、1億8,185万8,000円を計上いたしております。

22ページ、23ページをお開き願います。

3款2項1目一般介護予防事業費につきましては、介護予防を目的に介護予防把握事業、二次予防指導事業、介護予防普及啓発事業などの費用、2,872万2,000円を計上いたしております。

24ページ、25ページをお開き願います。

3款3項1目包括的支援事業・任意事業費につきましては、高齢者の総合相談窓口や配食サービス事業などの費用、9,742万9,000円を計上いたしております。

次に、介護サービス事業勘定につきまして御説明を申し上げます。

40ページをお開き願います。

第2表債務負担行為、令和4年度に発生する債務負担行為の内容につきましては、記載のとおりでございます。

46ページ、47ページをお開き願います。

歳入でございますが、1款1項予防給付費収入は、要支援1、2と認定された方及び総合事業利用者の方のサービスプラン作成収入としまして、3,242万6,000円を計上いたしております。

48ページから51ページをお開き願います。

歳出でございますが、1款1目一般管理費は医務費としまして、1,739万7,000円、2款事業費は、市外にお住まいの方々の介護予防プラン作成業務委託料を予算計上いたしております。

以上で、議案第25号から第27号までの説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いたします。

〔保健環境部長（崎川 敏春君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 増田建設部長。

〔建設部長（増田 誠君） 登壇〕

○建設部長（増田 誠君） 議案第28号令和3年度壱岐市下水道事業特別会計予算について御説明申し上げます。

令和3年度壱岐市の下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億3,481万8,000円と定めます。2項及び第2条並びに第3条は、記載のとおりです。

一時借入金、第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、3億円と定めます。

第5条は、記載のとおりです。

本日の提出です。

10ページから11ページをお願いします。

2、歳入でございます。2款使用料及び手数料の1目下水道使用料は、現年度分の公共下水道と漁業集落分の6,259万円を見込んでおります。

3款国庫支出金は公共下水道事業費補助金を、4款県支出金は漁業集落排水整備事業費補助金などを計上いたしております。

12ページから13ページをお願いいたします。

8款市債として、公共下水道事業及び漁業集落環境整備事業分を計上いたしております。

14から15ページをお願いします。

3、歳出として、1款下水道事業費の1目一般管理費12節委託料については、公共下水道の公営企業会計法適用移行業務などを。

16ページから17ページをお願いいたします。

2目施設管理費として、12節委託料に施設管理業務費などを計上いたしております。

18ページから19ページをお願いします。

2項1目施設整備費の14節工事請負費は、公共下水道の更新工事費として北部水処理センターの電気設備の更新工事などを計画いたしております。

2款漁業集落排水整備事業費1項1目一般管理費を掲載いたしております。

20から21ページをお願いいたします。

12節委託料として漁協集落排水整備事業の公営企業会計法適用移行業務などを、18節負担金補助及び交付金として、下水道加入に伴います補助金などを計上いたしております。

22ページから23ページをお願いいたします。

2目施設管理費の12節委託料は、山崎、恵美須、瀬戸、芦辺の施設管理業務費、14節工事請負費は、山崎地区漁協集落排水施設のポンプ整備の更新工事などを計上いたしております。

27ページから33ページには給与費明細書を、34ページから35ページは債務負担行為の限度額を、36ページには地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書をそれぞれ記載しております。

議案第28号に関する主要事業は、別紙資料3の令和3年度当初予算（案）概要の41ページから42ページに記載をいたしております。

以上で議案第28号の説明を終わります。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

〔建設部長（増田 誠君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 久間総務部長。

〔総務部長（久間 博喜君） 登壇〕

○総務部長（久間 博喜君） 議案第29号令和3年度壱岐市三島航路事業特別会計予算について御説明を申し上げます。

令和3年度壱岐市の三島航路事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億1,382万9,000円と定める。2項は記載のとおりでございます。

債務負担行為、第2条、地方自治法第214条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、第2表債務負担行為による。

一時借入金、第3条、一時借入金の借入れの最高額は5,000万円と定める。

本日の提出でございます。

10ページ及び11ページをお願いいたします。

歳入について御説明いたします。



1 款使用料及び手数料 1 項使用料 1 目船舶使用料でございますけれども、本年度は 1,450 万円を計上いたしております。令和 2 年度と比較しますと 50 万円減少しておりますが、これは、三島地区の人口が年々減少傾向にありますので、乗船運賃の減少を見込んでおります。

次に、2 款国庫支出金及び 3 款県支出金につきましては、国庫補助金は 4,067 万 5,000 円、県補助金は 1,434 万 8,000 円を計上いたしております。国庫補助金につきましては、標準的な事業費等を前提とした事前算定方式により内定した額であります。昨年度と比較しますと減額となります。一方、県補助金につきましては、国からの補助残を基に算定することとなります。

4 款繰入金、一般会計からの繰入金は、国・県の補助残及び補助対象外について計上をしております。

12 ページ及び 13 ページをお開き願います。

歳出について御説明申し上げます。

1 款運航費 1 項運行管理費 1 目一般管理費につきましては、経常的な経費であります。船員関係は海事職員 4 人、会計年度任用職員 3 人の人件費を計上いたしております。

次に、14 ページ及び 15 ページをお開き願います。

26 節公課費 70 万円につきましては、消費税納付金でございます。簡易課税に基づくものでございます。2 目業務管理費につきましては、主に経常的な経費であります。10 節需用費の修繕料 2,100 万円につきましては、主に中間検査とドックに係る修繕料でございます。また、13 節使用料及び賃借料につきましては、ドック検査時における臨時船の用船料でございます。

18 ページから 25 ページにかけては、給与費明細書でございます。

以上で、議案第 29 号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

〔総務部長（久間 博喜君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 谷口農林水産部長。

〔農林水産部長（谷口 実君） 登壇〕

○農林水産部長（谷口 実君） 議案第 30 号令和 3 年度壱岐市農業機械銀行特別会計予算について御説明いたします。

令和 3 年度壱岐市の農業機械銀行特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第 1 条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1 億 2 2 3 万 4,000 円と定める。第 2 項は記載のとおりでございます。

本日の提出でございます。

4 ページ、5 ページをお開き願います。

歳入歳出予算事項別明細書の総括表、歳入の部でございます。

歳入合計1億223万4,000円、前年度と比較しますと1,866万円の増となっております。増の理由といたしましては、道路・公園等作業受託料を、令和2年度当初予算では壱岐市農業機械銀行振興会会計の収入としておりましたが、令和3年度においては農業機械銀行特別会計の受託事業収入に予算計上を行うこととしたため、増となっております。

6ページ、7ページには、歳出の部の事項別明細書を掲載いたしております。

次に、8ページ、9ページをお開き願います。

歳入について御説明いたします。

1款使用料及び手数料1項1目使用料5,822万8,000円は、機械使用料の収入でございます。前年度までの実績を考慮いたしまして986万9,000円の減を見込んでおります。

3款繰入金1項1目減価償却基金繰入金は、100万円は機械器具購入のための繰入れを予定しております。

5款諸収入1項1目受託事業収入4,300万円は、先ほど説明のとおり、道路・公園等作業受託料を計上いたしております。

10ページ、11ページをお開き願います。

歳出でございますが、1款総務費1項1目一般管理費1億222万3,000円は、主には、消耗品費、燃料費、修繕料、農業機械銀行振興会負担金等を計上いたしております。

14ページには、給与費明細書を掲載いたしております。

以上で、議案第30号の説明を終わります。御審議のほどよろしく願います。

〔農林水産部長（谷口 実君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 増田建設部長。

〔建設部長（増田 誠君） 登壇〕

○建設部長（増田 誠君） 議案第31号令和3年度壱岐市水道事業会計予算について御説明申し上げます。

第1条、令和3年度壱岐市水道事業会計の予算は、次に定めるところによります。

第2条、業務の予定量は記載のとおりです。

第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定めます。

収入、第1款水道事業収益は7億2,427万7,000円、支出、第1款水道事業費用は8億781万円です。

第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定めます。

2ページをお願いいたします。

収入の第1款資本的収入は1億4,231万8,000円、支出の第1款資本的支出は3億7,330万3,000円です。

第5条から第7条は記載のとおりです。

本日の提出です。

4ページから7ページには、予算の実施計画書として、収益的収入及び支出と資本的収入及び支出を記載しております。

8ページには、業務活動によって実際に得られた収入から外部への支出を差し引いて、手元に残る資金の流れを表すキャッシュ・フロー計算書を、10ページから11ページには、職員の給与費明細書を記載しております。

14ページから21ページには、令和3年度と令和2年度の予定損益計算書と予定貸借対照表を記載しております。

22ページをお願いいたします。

令和3年度の予算実施計画明細書の収益的収入及び支出の収入でございまして、第1款水道事業収益1項1目給水収益は、現年度分の水道料金として5億4,464万円を見込んでおります。2項営業外収益は長期前受金戻入などを計上しております。

24ページをお願いします。

支出でございまして、1款水道事業費用1目原水及び浄水費は、水質検査委託料や水道施設の電気料などを計上いたしております。2目配水及び給水費は、6節委託料に水道検針業務や漏水調査、水道施設運転監視委託などを、8節修繕費は水道施設修繕費などを計上いたしております。

26ページから27ページには、4目減価償却費などを記載しております。

28から29ページをお願いします。

資本的収入及び支出でございます。1款資本的収入ですが、1目他会計出資金を計上いたしております。2項工事請負金は、道路改良工事などに伴う水道管布設替保障費を計上いたしております。

29ページの1款資本的支出は、1項建設改良費に給配水管布設替工事費や基幹施設改良費を、2項資産購入費は量水器や量水ボックスの購入費を、3款企業債償還金は、これまでの建設改良などに伴う企業債償還金を計上いたしております。一般会計繰入金の減額により赤字経営となるため、赤字分については内部留保金による補填により対応する予定となっております。

以上で、議案第31号の説明を終わります。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

〔建設部長（増田 誠君） 降壇〕

---

○議長（豊坂 敏文君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

次の本会議は、3月4日木曜日午前10時から開きます。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

午後 2 時11分散会

---